

(案)

---

# 伊東市一般廃棄物処理基本計画

---

(令和8年度～令和12年度)

令和8年〇月



伊 東 市



# 目 次

## 第1章 計画策定の基本的事項 1

1-1	計画策定の趣旨と目的	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画目標年次	2

## 第2章 伊東市の概要 3

2-1	地勢・位置・面積	3
2-2	人口動態	4
2-3	産業の動向	5
2-4	観光の動向	8
2-5	土地利用	9

## 第3章 ごみ処理事業の現状と課題 11

3-1	ごみ処理のあゆみ	11
3-2	ごみ処理体制	13
3-3	ごみ処理フローチャート	19
3-4	ごみ排出量	20
3-5	可燃ごみの性状	29
3-6	ごみの減量・再資源化の実績	31
3-7	ごみ処理の課題	33

## 第4章 ごみ処理基本計画 40

4-1	基本方針	40
4-2	計画の目標	40
4-3	計画における施策	42

## 第5章 生活排水処理基本計画 4 7

5-1 生活排水処理の現況	4 7
5-2 生活排水処理の施設	4 8
5-3 生活排水の処理形態別人口	5 2
5-4 し尿・汚泥処理の現況	5 3
5-5 生活排水処理の課題	5 4
5-6 生活排水処理基本計画	5 6

## 第6章 計画の進行管理 6 0

6-1 計画の推進体制	6 0
6-2 計画の進行管理	6 0

## 資料 6 1

1 ごみ処理基本計画資料	
(1) ごみの排出量の実績と予測	6 1
2 生活排水処理基本計画資料	
(1) し尿・汚泥処理量の実績と予測	6 2
(2) 令和6年度の集中汚水処理浄化槽人口の内訳	6 2
3 廃棄物行政に関するアンケート 調査結果	6 3

# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1－1 計画策定の趣旨と目的

自然災害の増加や資源の枯渇などの環境問題が深刻化する中、大量生産・大量消費型の社会経済活動から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進していくことが求められています。

国においては、平成12年を「循環型社会元年」と位置づけ、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）を制定し、同法に基づく循環型社会形成基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）」の改正や、各種廃棄物・リサイクル関連法の整備などを進めてきました。

具体的には、近年、気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの世界的危機が顕在化し地球の環境収容力を超えつつあり、さらに新型コロナウィルス感染症のまん延、ウクライナ侵攻などによる社会の不可逆的変化を踏まえ、国は令和6年5月に第六次環境基本計画を策定しました。計画では、文明の転換・社会変革の必要性から、環境政策を起点として様々な経済・社会的課題をカップリングして解決していく方針を打ち出し、「環境保全と、それを通じた国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質』」を目的としています。

加えて国は、令和6年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画を策定し、気候変動、生物多様性の損失及び環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、質の高い暮らしの実現のため、「循環経済（セキュラーエコノミー）への移行」を推進することとし、本計画を国家戦略として位置づけました。

一方、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals : SDGs）を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、掲げられた持続可能な世界を実現するための17のゴールとそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。17のゴールのうち「6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」、「12 持続可能な生産消費形態を確保する」の分野は、特に本計画との親和性が高く、施策の展開により、世界が目指す社会の実現につながるものと考えられます。

廃掃法（第6条第1項）では、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めることとされています。本市では、平成28年3月に一層の効率的かつ効果的な一般廃棄物処理対策を推進するため、「伊東市ごみ処理基本計画」と「伊東市生活排水処理基本計画」の両計画を統合し、新たに「伊東市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。また、その5年後となる令和3年3月に、令和3年度から令和12年度までを期間とする一般廃棄物処理基本計画（以下、前計画）を策定しました。本計画は、前計画のこれまでの実績を踏まえ、令和8年度からの後半5か年に向けて、中間見直しを行ったものです。

なお、ごみ処理基本計画では、ごみの発生・処理状況や社会経済動向を把握し、将来のごみ発生量を予測した上で、本市に適したごみ処理システムのあり方を検討し、また、生活排水処理基本計画では、生活排水処理に係る本市の状況を把握し、将来の生活排水処理

量を予測した上で、生活排水処理に係る基本理念、達成目標及び生活排水処理施設の整備に関する基本方針を示しています。

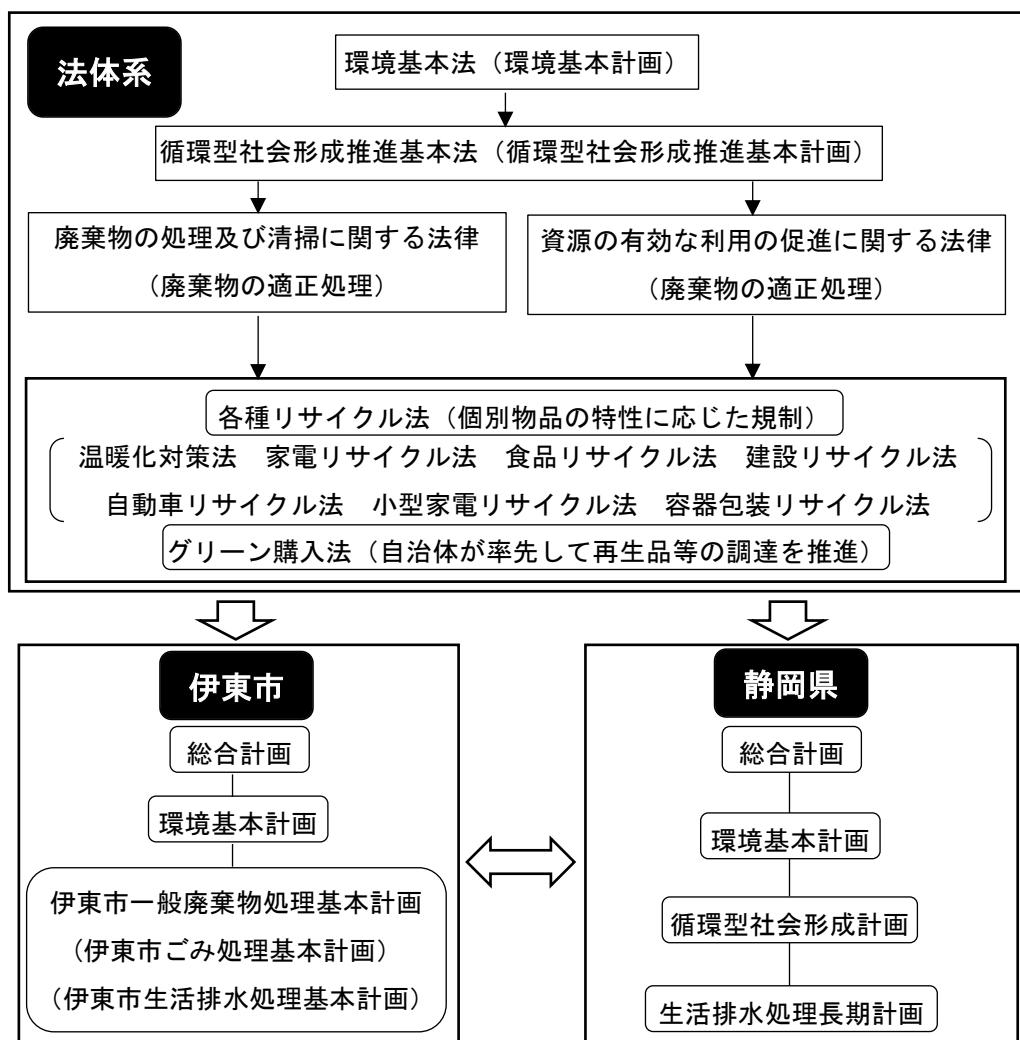
本計画は、行政運営の総合的な指針となる「第五次伊東市総合計画第十二次基本計画」に沿ったものであり、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものです。

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、廃掃法第6条第1項及び「伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年伊東市条例第36号）」第8条第1項の規定に基づき策定するものです。

また、廃掃法に基づく国的基本方針を踏まえるとともに、本市の総合計画や環境基本計画等と整合を図り、今後の廃棄物行政における総合的な指針として位置づけています。

計画等の体系は図1-1に示すとおりです。



計画等の体系（図1-1）

## 1-3 計画目標年次

計画期間を令和8年度からの5か年とし、令和12年度を計画目標年次とします。

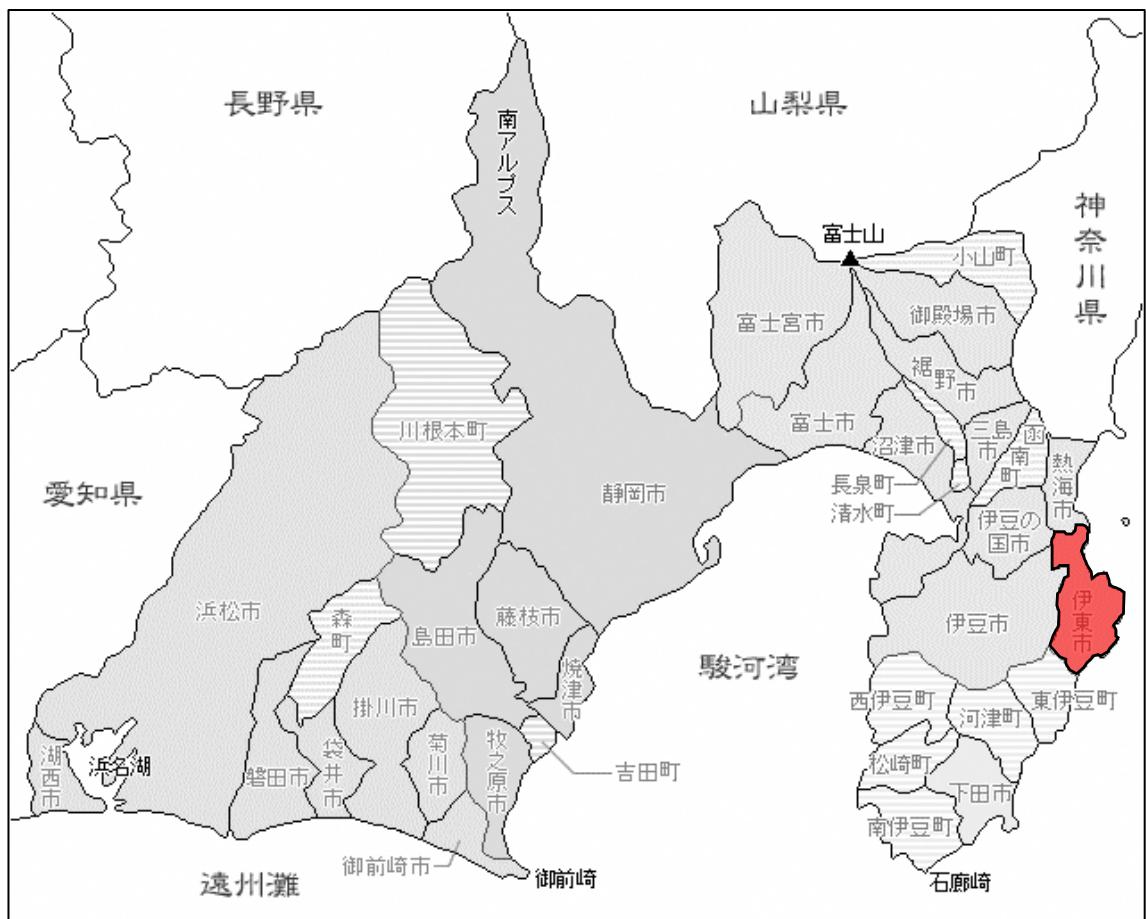
## 第2章 伊東市の概要

## 2-1 地勢・位置・面積

本市は、静岡県の最東端、伊豆半島の東に位置し、市域の44.7%が「富士箱根伊豆国立公園区域」に指定される風光明媚な地域であり、東は相模灘に面し、北は熱海市、西は伊豆の国市、伊豆市、南は賀茂郡東伊豆町に接しています。市域は、東西10.45km、南北20.45kmと南北に長く、海岸線はおよそ40kmに及んでおり、面積は124.02km<sup>2</sup>で県下23市のうち13番目の広さです。

また、全国有数の湧出量を誇る温泉地である本市は、伊東八景等の地域資源に恵まれ、その雄大な自然是四季折々の色鮮やかな彩りを見せるなど、私たちの暮らしに潤いと安らぎを与えてくれています。

本市の位置は図 2-1 に示すとおりです。



## 位置図（図2-1）

## 2-2 人口動態

本市の人口は、令和2年度末では、35,441世帯、67,396人、1世帯当たりの世帯人員は1.90人でしたが、令和6年度末では、35,696世帯、63,974人、世帯人員1.79人となり、世帯数が増加傾向であるのに対し、1世帯当たりの世帯人員は減少傾向を示しています。

年齢構成をみると年少人口（0～14歳）は、令和3年3月31日住民基本台帳では、8.20%、令和7年3月31日住民基本台帳では、6.99%と減少傾向となっています。

また、老人人口（65歳以上）は、令和3年3月31日住民基本台帳では、42.89%、令和7年3月31日住民基本台帳では44.39%と、高齢化の動きは加速しています。

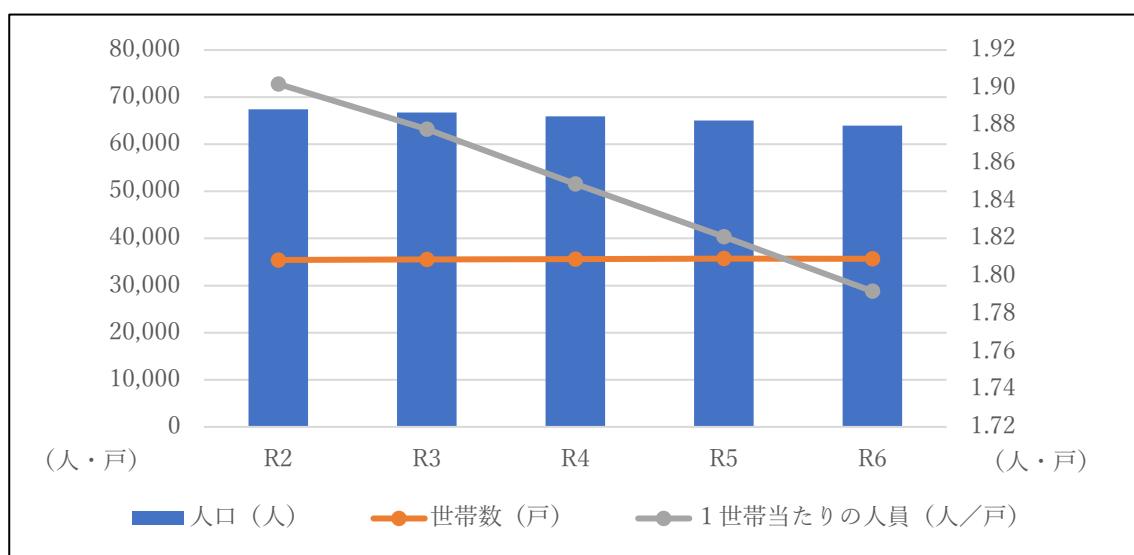
総務省統計局が発表している全国の年齢3区分別人口及び割合（2024年）によると65歳以上の割合は29.3%となっており、本市の高齢化率が約15ポイント高い結果となっています。

人口及び世帯数の推移並びに年齢層別人口については、表2-1、図2-2及び表2-2に示すとおりです。

表2-1 人口及び世帯数の推移

年度	人口(人)	世帯数(戸)	1世帯当たりの人員(人/戸)
R2	67,396	35,441	1.90
R3	66,708	35,526	1.88
R4	65,927	35,646	1.85
R5	65,035	35,719	1.82
R6	63,974	35,696	1.79

(資料：住民基本台帳、人口、世帯数は各年度末（3/31時点）)



人口及び世帯数の推移（図2-2）

表2－2 年齢層別人口

年齢区分	令和2年度 (人)	令和6年度 (人)	増減 (人)	構成比 (%)	
	(R3.3.31 住民基本台帳)	(R7.3.31 住民基本台帳)		令和2年度	令和6年度
0～14歳	5,525	4,474	△ 1,051	8.20	6.99
15～19歳	2,475	2,195	△ 280	3.67	3.43
20～24歳	2,221	2,101	△ 120	3.30	3.28
25～29歳	1,988	1,840	△ 148	2.95	2.88
30～34歳	2,173	1,920	△ 253	3.22	3.00
35～39歳	2,558	2,274	△ 284	3.80	3.55
40～44歳	3,222	2,730	△ 492	4.78	4.27
45～49歳	4,688	3,596	△ 1,092	6.96	5.62
50～54歳	4,842	4,988	146	7.18	7.80
55～59歳	4,322	4,879	557	6.41	7.63
60～64歳	4,475	4,582	107	6.64	7.16
65歳以上	28,907	28,395	△ 512	42.89	44.39
総数	67,396	63,974	△ 3,422	100.00	100.00

(令和2年度住民基本台帳及び令和6年度住民基本台帳)

### 2－3 産業の動向

本市の産業別就業者数は、令和2年国勢調査によると、第1次産業が712人（構成比2.56%）、第2次産業が3,537人（同12.72%）、第3次産業が23,382人（同84.11%）となっており、静岡県と比較すると建設業、製造業などの第2次産業の比率が低く、サービス業をはじめとした第3次産業の比率が高くなっています。

また、平成22年から令和2年にかけて、第1次産業から第3次産業のいずれも就業者数が減少しています。

産業別事業所数においては、平成28年と令和3年を比較すると、多くの区分で減少が見られるものの、教育、学習支援業などの区分が事業者数、従業者数ともに増加傾向であり、また、医療、福祉などの区分においても前回調査とほぼ変わらない数値となっています。

産業別就業者数等の推移については表2－3、図2－3及び図2－4に、産業別事業所数の推移は表2－4に示すとおりです。

表2-3 産業別就業者数の推移

(単位：上段・人、下段・%)

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	伊東市	静岡県	伊東市	静岡県	伊東市	静岡県
就業者数	32,277 100.00	1,897,194 100.00	30,836 100.00	1,865,154 100.00	27,799 100.00	1,817,048 100.00
第1次産業	810 2.51	77,478 4.08	789 2.56	70,905 3.80	712 2.56	63,034 3.47
第2次産業	4,312 13.36	623,180 32.85	3,966 12.86	600,751 32.21	3,537 12.72	583,871 32.13
第3次産業	26,207 81.19	1,147,043 60.46	24,762 80.30	1,136,779 60.95	23,382 84.11	1,141,032 62.80
その他	948 2.94	49,493 2.61	1,319 4.28	56,719 3.04	168 0.61	29,111 1.60

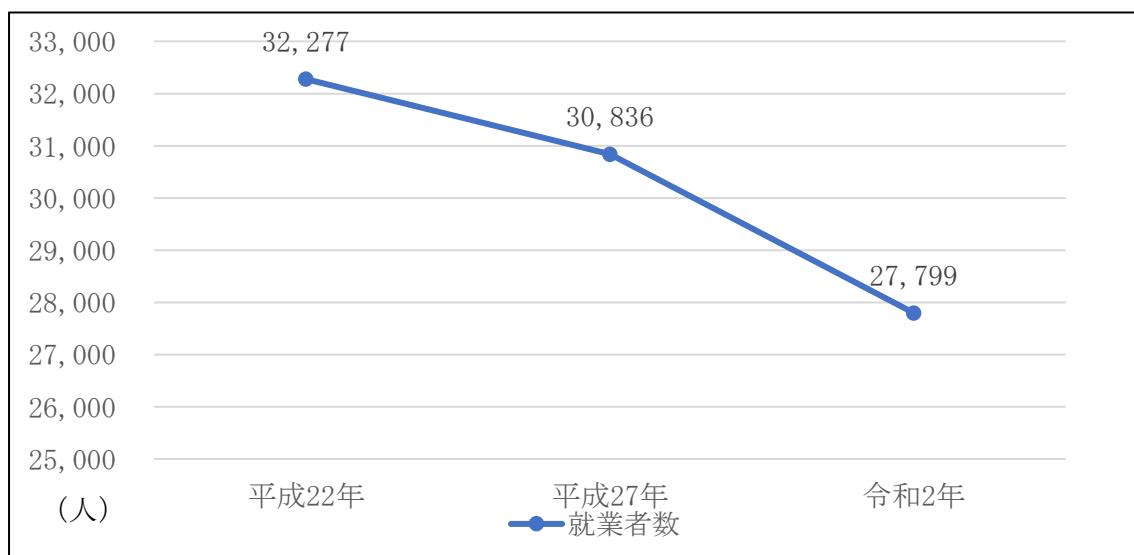
(平成22年、平成27年、令和2年国勢調査)

※ 第1次産業：農業、林業、漁業

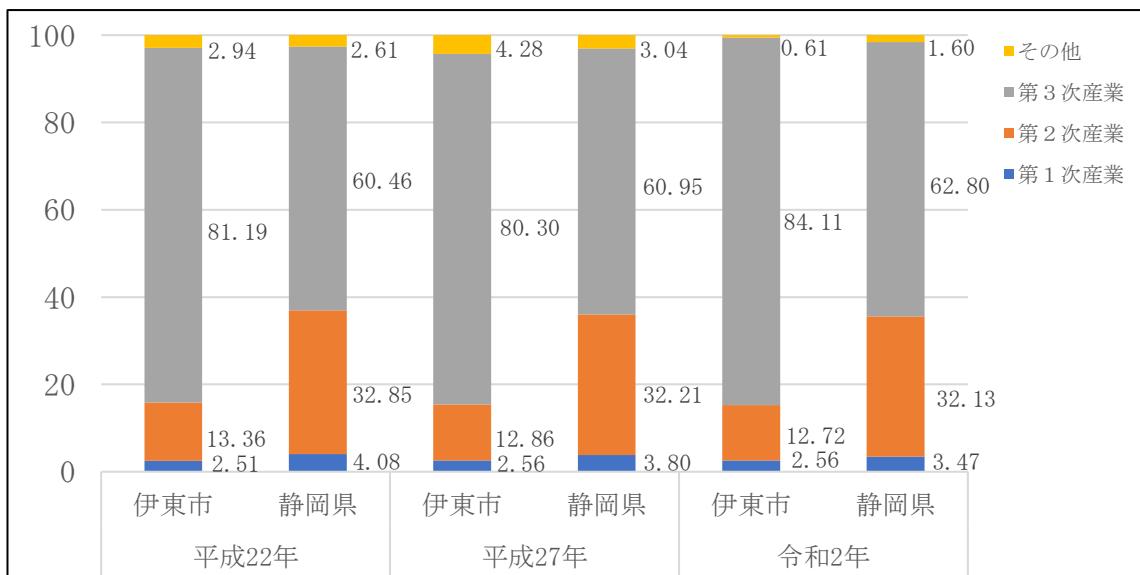
第2次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）

その他の他：分類不能の産業（主として調査票の記入不備）



伊東市産業別就業者数の推移（図2-3）



産業別就業者割合の推移（図2-4）

表2-4 産業別事業所数の推移

区分	平成28年		令和3年	
	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)
産業大分類				
総数	4,295	27,919	3,919	27,501
農業、林業	13	71	17	95
漁業	1	10	1	9
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	423	1,922	389	2,403
製造業	154	898	137	825
電気・ガス・熱供給・水道業	8	233	10	70
情報通信業	23	168	21	134
運輸業、郵便業	52	1,314	42	784
卸売業、小売業	1,028	5,859	900	5,502
金融業、保険業	48	455	48	440
不動産業、物品賃貸業	352	1,089	312	972
学術研究、専門・技術サービス業	111	351	115	345
宿泊業、飲食サービス業	1,018	6,894	861	6,262
生活関連サービス業、娯楽業	399	1,714	375	1,794
教育、学習支援業	132	507	141	1,169
医療、福祉	286	4,296	288	4,219
複合サービス事業	27	429	24	401
サービス業（他に分類されるものを除く）	220	1,709	238	2,077
公務（他に分類されるものを除く）	—	—	—	—

（平成28年、令和3年経済センサス活動調査）

## 2-4 観光の動向

本市は全国有数の湧出量を誇る温泉資源を有し、国際観光温泉文化都市に指定されています。また、市域の4割が富士箱根伊豆国立公園地域に属するなど、海・山・川・湖の自然、景観にも恵まれており、これらの地域資源を生かした観光を基幹産業として発展してきました。

しかし、新型コロナウイルスの感染者が令和2年1月に国内で初めて確認され、その後、感染者数が急速に増加したため、外出などの行動制限が行われ、国内外からの観光客数は激減し、観光関連業界は大きな打撃を受けました。発生から2年が経過した令和4年に入り、ようやく観光市場が回復基調に転じ、令和5年に新型コロナウイルスが感染症法上の第5類へ引き下げられたことにより、「アフターコロナ」社会への移行が始まりました。

そのような中、本市では人口減少社会の加速化や人生100年時代の到来、デジタル革命の進展など、観光を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和6年3月に第4次伊東市観光基本計画を策定し、新たな方向性を打ち出しました。当該計画では、「想い出を紡ぐまち伊東～訪れる方にそれぞれの物語を～」を目指す姿とし、訪れる人それぞれがオンリーワンの伊東物語を紡ぎ、その蓄積が伊東の観光ブランドに昇華し、その魅力が更に人を伊東に惹きつけるという好循環を生み出す、持続可能な観光地域づくりを推進することとしています。なお、観光客入込数の推移は、表2-5及び図2-5に示すとおりです。

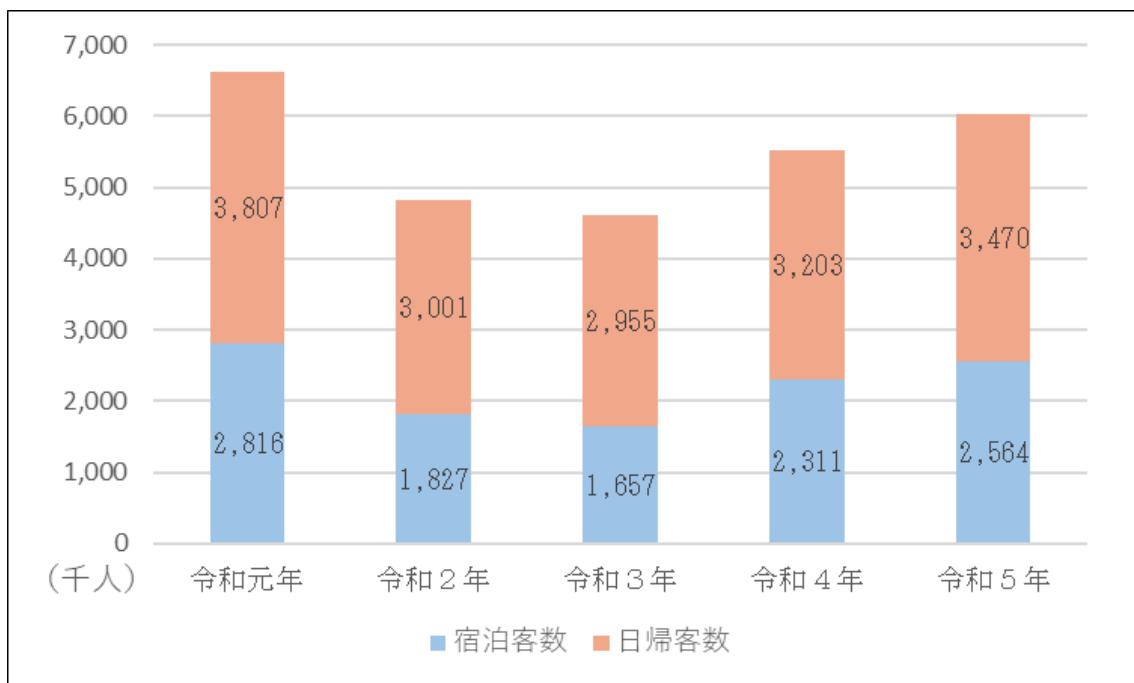
(参照：第4次伊東市観光基本計画)

表2-5 観光客入込数の推移

(単位：千人)

年	宿泊客数	日帰客数	総数
令和元年	2,816	3,807	6,623
令和2年	1,827	3,001	4,828
令和3年	1,657	2,955	4,612
令和4年	2,311	3,203	5,514
令和5年	2,564	3,470	6,034

(伊東市統計書)



観光客入込数の推移（図2-5）

## 2-5 土地利用

本市の土地地目別面積（有租地）は、田及び山林が減少傾向であり、宅地及び雑種地が増加傾向を示しています。畑及び原野についてはいったん増加したものの減少に転じています。

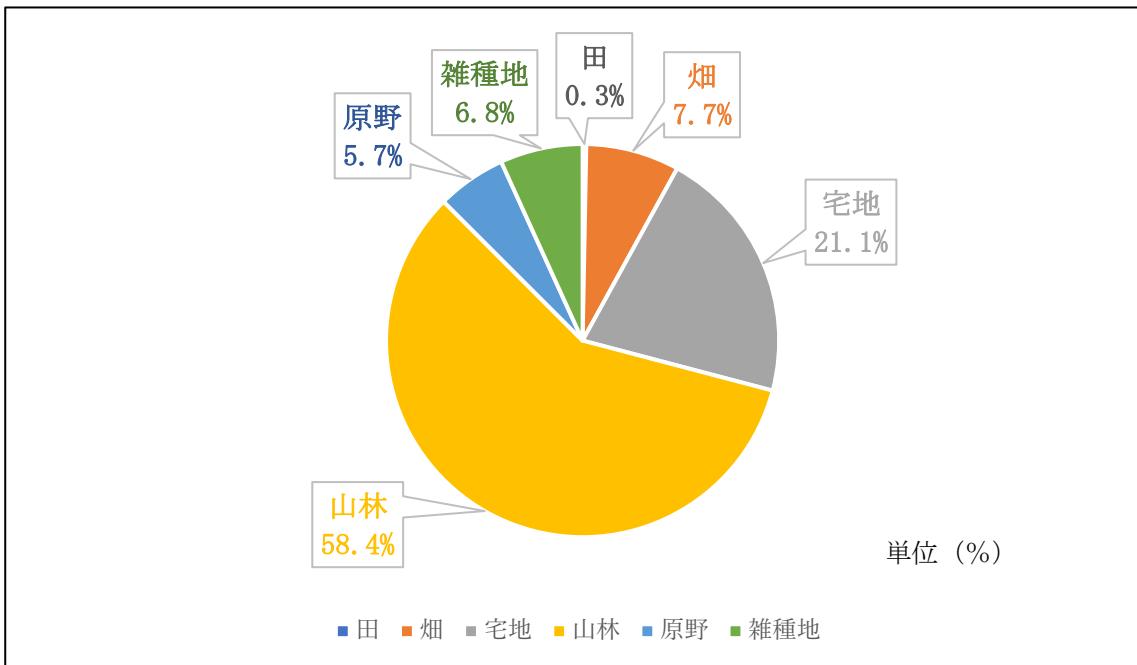
土地地目別面積の推移は表2-6に、令和5年の土地地目別面積割合は、図2-6に示すとおりです。

表2-6 土地地目別面積の推移（有租地）

（単位：千m<sup>2</sup>）

年	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	合計
令和元年	352	7,553	20,503	57,848	5,399	6,394	98,049
令和2年	352	7,590	20,542	57,763	5,397	6,405	98,049
令和3年	351	7,674	20,582	57,369	5,610	6,454	98,040
令和4年	348	7,645	20,608	57,337	5,588	6,566	98,092
令和5年	345	7,553	20,666	57,197	5,585	6,616	97,962

（伊東市統計書）



令和5年 土地地目別面積割合（図2-6）

## 第3章 ごみ処理事業の現状と課題

### 3-1 ごみ処理のあゆみ

本市のごみ処理事業は、昭和10年に市街地のごみ収集を開始し、その後、昭和29年に「伊東市清掃条例（昭和29年伊東市条例第310号）」を定め、ごみを適正に処理することに取り組んできました。特に収集業務においては、昭和37年のステーション方式による定時収集の実施により、収集区域の拡大を図るとともに、昭和47年にはそれまでの伊東市清掃条例を廃止し、「伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年伊東市条例第17号）」を定め、本市における廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上に努めてきました。その後、新たな施策として、昭和54年には、資源ごみの集団回収事業、昭和59年には不燃ごみの4種分別（びん、カン、金属、埋立）を開始しました。

そのような中、全国的に増加するごみ量に対し、最終処分場のひっ迫や、ごみ焼却に伴うダイオキシン類の発生などの廃棄物問題を背景に、ごみの減量と資源の有効活用の促進を目的として、平成7年6月に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）が公布され、平成9年4月からすべての条文が施行されました。

ごみ収集については、この容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみとしてびん、カンのコンテナ収集を平成8年10月から第1地区（宇佐美地区）で試行的に実施しました。その後、各地区でコンテナ収集を開始し、平成12年4月には全市での実施となりました。ペットボトル、トレー、紙パックについては、平成10年6月からスーパー等での店頭において販売事業者による自主回収とともに市も回収を開始し、ごみの再資源化に努めてきました。

平成15年4月からは、家庭系可燃ごみの指定袋による収集を開始し、また、古紙の回収日を月1回から2回に増やしました。

平成16年4月からは、事業系可燃ごみについて、10kg当たり20円の処理手数料を徴収することとし、平成18年4月からは10kg当たり40円、平成20年4月からは10kg当たり60円と段階的に改定してきました。

平成20年10月からは、家庭系可燃ごみ及び粗大ごみの有料化、事業系可燃ごみの指定袋制度の導入を実施し、可燃ごみの排出量は大幅に減量されました。

平成27年10月からは、ペットボトルについて、スーパー等での店頭回収を継続しつつ、全市でごみステーションでの収集を開始しました。また、使用済小型家電については、各コミュニティセンターや生涯学習センター等での拠点回収を開始しました。さらに同月から、効率的、効果的なごみ収集業務体制の一環として、第5地区（対島地区）の家庭ごみ収集運搬事業を一般廃棄物協同組合へと委託することにより、人件費の削減を図りつつも質の高いサービスの提供に努めました。

平成28年12月からは、廃蛍光管拠点回収事業の実証事業としてコミュニティセンター等の市内5か所の公共施設において回収を開始し、平成29年7月には回収施設数を10か所に増やし、本格実施へと移行しました。

平成29年1月からは、玖須美区内31か所のステーションを対象に廃プラスチック容器包装分別収集実証事業を開始し、平成30年1月からは対象ステーション数を31か所

から45か所へ、平成31年4月からは対象ステーション数を45か所から62か所へと拡大しました。

平成30年7月からは、市役所、環境美化センター及び御石ヶ沢清掃工場にて使用済インクカートリッジの拠点回収事業を開始し、同年、古着等の拠点回収による再資源化に向けて事業内容を検討するために市内スーパーの協力を得て、特別回収を計3回、延べ7か所で実施しました。

平成31年4月からは、第5地区（対島地区）に引き続き、第4地区（小室地区）の家庭ごみ収集運搬事業を一般廃棄物協同組合に委託し、さらなる収集運搬体制の効率化を図るとともに、同月から現業職員のボトムアップ事業である「ふれあい収集事業」の申込受付を開始し、7月から収集を開始しました。

令和3年1月からは、古着等に加え、小型充電式電池についても拠点回収を開始し、また、ふれあい収集事業については、当初、制度の対象外としていた世帯においてもごみ出し支援を必要とする世帯が徐々に増加したことから、都度、対象要件を拡充し、市民需要に対応しました。

ごみ処理施設については、昭和10年に鎌田地内に建設したごみ焼却場が稼働し、その後、昭和35年に伊東市御石ヶ沢清掃工場（以下「御石ヶ沢清掃工場」という。）で焼却施設が稼働、同年伊東市御石ヶ沢処分場（最終処分場）で埋め立てを開始し、また、昭和59年には焼却施設である伊東市環境美化センター（以下「環境美化センター」という。）を建設しました。

平成9年3月には、新しい管理型最終処分場として伊東市御石ヶ沢最終処分場（以下「御石ヶ沢最終処分場」という。）が完成するとともに、環境美化センターでは、施設の延命化とダイオキシン類削減対策のため、平成9年度から平成11年度まで基幹的施設整備工事を施工しました。

御石ヶ沢最終処分場の延命化を図るため、平成11年4月から焼却灰の溶融固化処理を民間会社に委託し、建設資材等へのリサイクルを実施するなど、ごみの適正処理に努めてきました。

平成16年10月9日の台風22号により発生した大量の災害ごみについては、市が所有する遊休地を利用して一時保管し、衛生的かつ速やかに適正な処理を実施しました。

平成27年3月には、環境美化センターの更新改良整備工事が完了し、昭和59年から稼働している焼却設備機器一式を更新するとともに、ペットボトル及びプラスチック製容器包装のリサイクル施設を新たに整備しました。

令和元年9月9日の台風15号及び10月12日の台風19号により発生した災害ごみについては、市が所有する遊休地の使用が困難だったことから、御石ヶ沢最終処分場を一時保管の仮置場として使用し、速やかに適正処理を実施しました。

令和になると、各ごみ処理施設での老朽化による故障等が顕著となり、近い将来、延命化だけでは対応が難しくなることが予想されるため、施設の広域化・集約化を視野に入れた再整備事業の検討を始めました。

以上のとおり、本市のごみ処理は、事業開始以来、ごみを適正に処理するとともに、ごみ

の減量、再資源化を推進してきました。今後においても、さらなる減量、再資源化に向けた積極的な施策を実施し、循環型社会の構築を目指していく方針です。

### 3-2 ごみ処理体制

#### 3.2.1 収集・運搬状況

##### 1 地区別収集

ごみ収集地区は、図3-1に示すとおり、一部の分譲地を除く行政区域全体です。

また、収集形態及び収集頻度は、表3-1に示すとおりです。

- 第1地区（宇佐美）
- 第2地区（川西側：湯川、松原、岡、鎌田）
- 第3地区（川東側：新井、玖須美、松原、岡）
- 第4地区（川奈、吉田、荻、十足、玖須美・岡・鎌田の一部）
- 第5地区（富戸、八幡野、池、赤沢）



収集地区区割図（図3-1）

表3-1 ごみの収集形態及び収集頻度

(○印は収集日を示す)

区分	収集主体	対象地区	収集頻度														
もえるごみ	市 (一部の地域について は、委託)	曜日	月	火	水	木	金	土	日								
		第1地区	○		○		○										
		第2地区	○		○		○										
		第3地区	○		○		○										
		第4地区	○		○		○										
		第5地区	○		○		○										
	許可業者	全域	随時														
			随時														
資源ごみ (びん・カン・金属) もえないごみ	市 (一部の地域について は、委託)	曜日	月	火	水	木	金	土	日								
		第1地区		○													
		第2地区		○													
		第3地区		○													
		第4地区				○											
		第5地区				○											
	許可業者	全域	随時														
			随時														
粗大ごみ	市	全域	予約申込制														
資源ごみ	古紙 新聞 雑誌 ダンボール ペットボトル	市		新聞・雑誌・ダンボール				ペットボトル									
			第1地区	第1・第3木曜日				第2・第4木曜日									
			第2地区	第2・第4木曜日				第1・第3木曜日									
			第3地区	第1・第3木曜日				第2・第4木曜日									
			第4地区	第1・第3火曜日				第2・第4火曜日									
			第5地区	第2・第4火曜日				第1・第3火曜日									
	ペットボトル トレー 紙パック 使用済小型家電 蛍光管 古着等	全域	店頭等回収(月・水・金)														
			公共施設等随時回収														

(令和7年度伊東市ごみ・資源カレンダー)

## 2 戸別収集(ふれあい収集)

本市に住所を有し、要介護認定を受けた高齢者や身体障害者等のみで構成され、ごみステーションまで家庭ごみを搬出することが困難な世帯に対し、ごみ出し支援を行います。親族、近隣の者等の協力により家庭ごみを搬出することが可能な場合は除きます。

ごみ収集職員が週1回、利用者から出されたごみ（可燃ごみ、金属、びん、カン、われもの類、古紙、ペットボトルの計7品目）を玄関先等で収集し、希望者には声掛け（安否確認）を行います。対象地区は市内全域です。

### 3.2.2 収集品目・回数・収集方法・処理・処分

#### 1 家庭系の一般ごみ

##### (1) 収集品目及び回数（回／週）

###### ア もえるごみ

週3回（月曜日・水曜日・金曜日）

###### イ もえないごみ（われもの類・乾電池）

年6～7回（火曜日（第1～3地区）・木曜日（第4、5地区））

###### ウ 資源ごみ（びん、カン、金属、古紙、ペットボトル等）

週2回（第1～3地区）（びん、カン、金属=火曜日）

（古紙、ペットボトル=木曜日）

（第4、5地区）（びん、カン、金属=木曜日）

（古紙、ペットボトル=火曜日）

##### (2) 収集方法

###### ア ステーション方式

###### イ 自己搬入方式

###### ウ 許可業者運搬方式

##### (3) 処理及び処分

###### ア もえるごみ

伊東市環境美化センターにて焼却処理

###### イ もえないごみ（われもの類・乾電池）

われもの類は、御石ヶ沢最終処分場に埋立処分

乾電池は、御石ヶ沢最終処分場ストックヤードにて保管後、処理業者へ引渡し、処理を委託

###### ウ 資源ごみ（びん）

御石ヶ沢清掃工場にて手選別により異物除去、カレットストックヤードにて保管後、環境省指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定した再商品化事業者へ引渡し

###### エ 資源ごみ（カン）

御石ヶ沢清掃工場にて選別機でスチール、アルミに選別、それぞれ圧縮及び成型された後、成型品ストックヤードにて保管後、売却

###### オ 資源ごみ（金属）

御石ヶ沢清掃工場にて金属ごみを選別し、金属くず（鉄くず、アルミくず等）と小型家電製品等に分け、金属くずは圧縮及び成型された後、成型品ストックヤードにて保管後、売却。小型家電製品等は、ストックヤードにて保管後、認定事業者へ引渡し

###### カ 資源ごみ（古紙）

ステーションから回収後、民間事業者へ売却

キ ペットボトル

伊東市環境美化センターにて手選別により異物除去、圧縮梱包機により成型された後、成型品ストックヤードにて保管後、環境省指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定した再商品化事業者へ引渡し

(4) その他のごみ処理

ア 抱点回収による処理

次のものは、各施設に回収ボックスを設置し、抱点回収を行っています。

施設	カイロ	乾電池	小型家電 小型充電式電池	蛍光管	古着等
宇佐美コミュニティセンター	○	○	○	○	第1・3木曜日
小室コミュニティセンター	○	○	○	○	第1・3木曜日
富戸コミュニティセンター	○	○	○	○	第2・4木曜日
八幡野コミュニティセンター	○	○	○	○	第2・4木曜日
生涯学習センター中央会館	○	○	○	○	第1・3木曜日
生涯学習センターひぐらし会館	○	○	○		第1・3木曜日
生涯学習センター池会館	○	○	○	○	第2・4木曜日
生涯学習センター赤沢会館	○	○	○	○	第2・4木曜日
生涯学習センター荻会館	○	○	○	○	第2・4木曜日
伊東ふれあいセンター	○	○	○	○	
健康福祉センター1階ロビー	○	○	○		毎週木曜日
市役所地下1階ロビー	○	○	○	○	毎週木曜日

(7) カイロの処理

リサイクルする法人へ引渡し

(8) 小型家電及び小型充電式電池（ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池）の処理

御石ヶ沢清掃工場ストックヤードにて保管後、指定法人へ引渡し

(9) 蛍光管の処理

御石ヶ沢最終処分場にて手選別により、直管型、丸型、電球型に選別、ストックヤードにて保管後、指定法人へ引渡し

(10) 古着等の処理

上記の施設に加え、公立幼稚園及び保育園においても抱点回収を行い、更に不定期に市内スーパーの店舗敷地内にて特別回収を行い、民間業者へ引渡し

イ 粗大ごみ

(7) 回収方法

- ・戸別収集方式
- ・ステーション方式

(8) 回収及び処分

- ・専用ダイヤルによる事前申込制により回収予約をされた方から、順次職員が

### 訪問し、戸別回収

- ・申込者の任意により自宅又はごみステーションのどちらかが選択可能で、粗大ごみを指定の場所まで運び出すことが困難な方に対しては、一定の条件を満たせば屋内からの運び出しを支援
- ・可燃粗大ごみについては、伊東市環境美化センターにて破碎処理後、焼却処理を行い、不燃粗大ごみについては、御石ヶ沢清掃工場にて分解等処理後、分別処理

### ウ 家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）

#### ⑦ 回収

家電4品目は、市では回収も処理も行わない。

#### ⑧ 処理

（買い替えをする場合）

- ・新しい商品の購入店舗に引取義務があるため、購入店舗に処理を依頼（処理のみをする場合）
  - ・商品を購入した店舗に処理を依頼
  - ・家電リサイクル券を購入し、指定引取事業者に処理を依頼
  - ・市の連携事業者に処理を依頼

## 2 事業系の一般ごみ

### （1）収集品目及び回数

収集品目は家庭系の一般ごみと同じ（回数は事業所ごとに異なる。）

### （2）収集方法

ア 自己搬入方式

イ 許可業者運搬方式

ウ ステーション方式（ただし、条例及び規則に定めのあるもの）

### （3）処理及び処分

家庭系の一般ごみと同じ

### 3.2.3 中間処理状況

中間処理は、収集・運搬されたごみの種類に応じて、それぞれに適した方法で処理することにより、生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図るもので、処理の過程でも再生利用や熱回収を推進することにより、循環型都市の創造を目指し、地球温暖化の防止にも貢献していきます。

環境美化センターでは、可燃ごみや可燃粗大ごみを焼却処理後、焼却灰の溶融固化処理委託により溶融され、無害化された溶融スラグは道路舗装の路盤材などに利用されており、100%再資源化に努めています。施設の概要は表3-2に示すとおりです。

御石ヶ沢清掃工場では、不燃ごみや不燃粗大ごみを破碎、選別、圧縮処理などの様々な処理方法により、その後の処理が効率良く再資源化できるよう努めています。施設の概要は表3-3に示すとおりです。

表3－2 伊東市環境美化センターの概要

名 称	伊東市環境美化センター
所 在 地	伊東市鎌田字阿原ヶ沢1297番地91
竣 工 年 月	昭和59年10月
更 新 改 良 年 月	平成27年3月
処 理 能 力	豎型ストーカ方式焼却炉（全連続焼却式） 142 t / 24 h (71 t / 24 h × 2 炉) 破碎設備：6 t / 5 h プラスチック製容器包装、ペットボトル圧縮梱包機 5.5 t / 5 h
主 要 設 備	受入供給設備、焼却設備、焼却ガス冷却設備、 排ガス処理設備、灰出設備、排水処理設備、 給排水設備、電気計装設備

表3－3 伊東市御石ヶ沢清掃工場の概要

名 称	伊東市御石ヶ沢清掃工場
所 在 地	伊東市宇佐美字御石ヶ沢3596番地4
竣 工 年 月	平成6年3月
処 理 能 力	破碎設備：25 t / 5 h 金属プレス機設備：7.08 t / 5 h 金属プレス機設備：8.23 t / 5 h

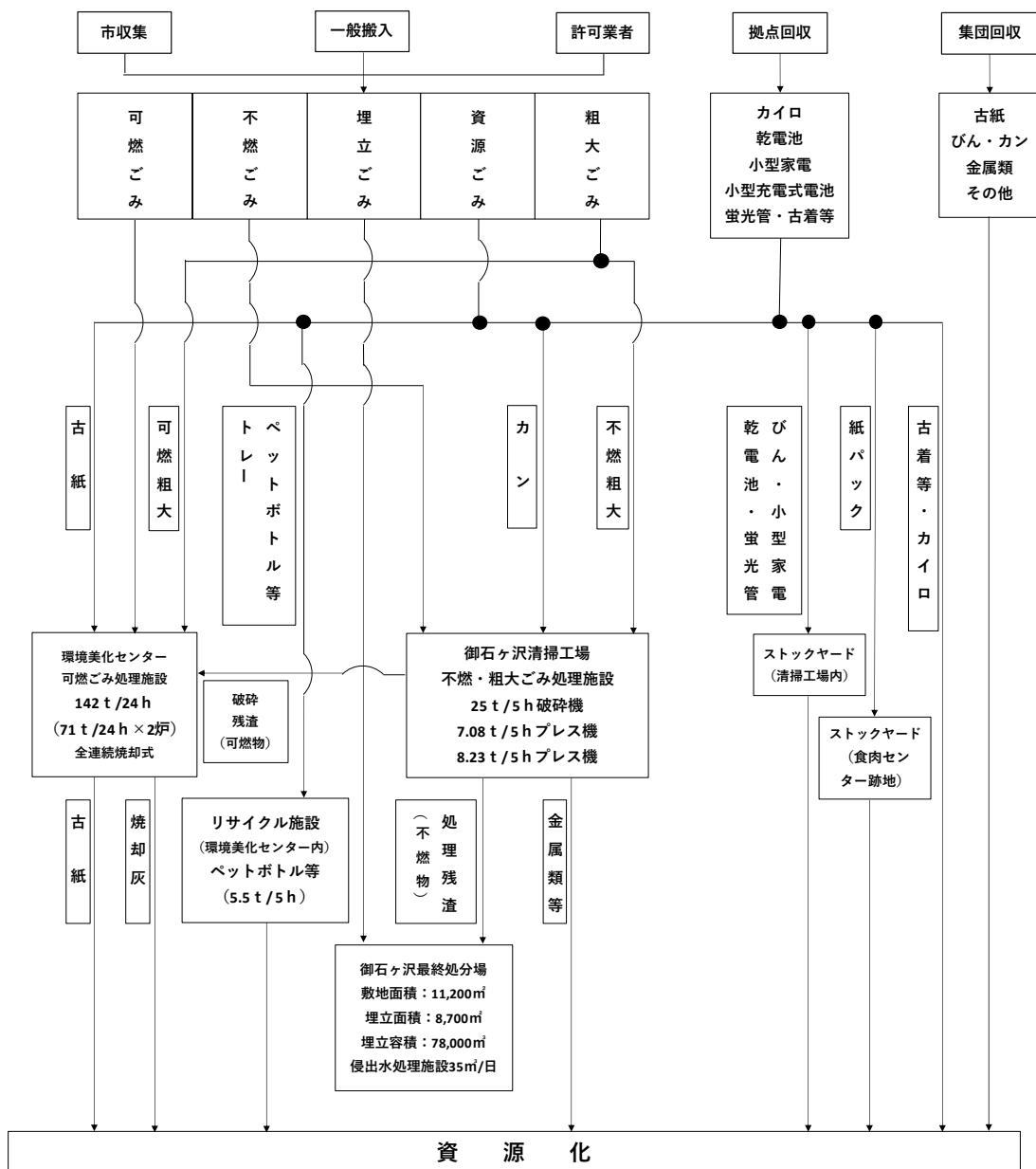
### 3.2.4 最終処分状況

破碎残さ及び埋立ごみは、御石ヶ沢最終処分場にて埋立処分を行っています。焼却灰の処理については、平成11年4月から民間の溶融固化施設へ委託したことにより、最終処分場の延命が図られました。施設の概要は表3－4に示すとおりです。

表3－4 伊東市御石ヶ沢最終処分場の概要

名 称	伊東市御石ヶ沢最終処分場
所 在 地	伊東市宇佐美字御石ヶ沢3596番地4
竣 工 年 月	平成9年3月
埋 立 面 積	8,700 m <sup>2</sup>
埋 立 容 積	78,000 m <sup>3</sup>
埋 立 対 象 物	破碎残さ、埋立ごみ等
埋 立 方 式	セル方式（1日の搬入ごみをその日のうちに覆土し転圧する方式）
浸 出 水 处 理 施 設	35 m <sup>3</sup> / 日 (Ca沈殿処理→生物処理→凝集沈殿処理→砂ろ過処理→活性炭吸着→消毒処理→放流)

### 3-3 ごみ処理フローチャート



### 3-4 ごみ排出量

#### 3.4.1 種類別排出量及びごみの収集形態

種類別ごみ量の推移及び収集形態別ごみ量の推移は、表3-5、図3-2及び図3-3に示すとおりです。

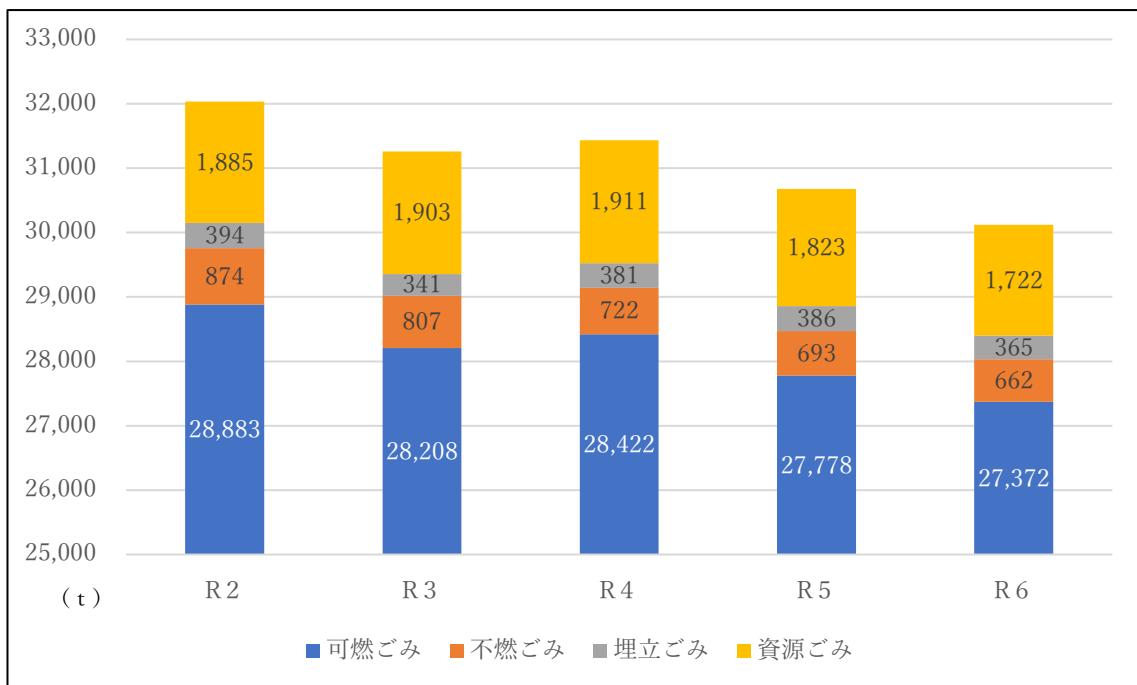
ごみの総排出量については、令和2年度からの5年間を見ると、減少傾向で推移しています。市収集（第1地区（宇佐美）、第2地区（湯川全域、松原・岡の川西及び門野中学校付近と松川湖付近を除く鎌田）及び第3地区（新井、松原・岡の川東及び赤坂バス停までの玖須美下））の減少率が外に比べて高くなっています。

また、令和元年7月から、家庭ごみをごみステーションに運び出すことが困難な高齢者や障がい者などの世帯を対象に実施しているふれあい収集事業は、下表においては、「市収集」に含まれています。

表3-5 収集形態別ごみ量の推移（年度） (単位: t)

種別	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市収集	可燃ごみ	6,428	6,125	5,860	5,541
	不燃ごみ	210	188	191	188
	埋立ごみ	75	60	55	50
	資源ごみ	780	762	724	667
	計	7,493	7,135	6,830	6,446
一般搬入	可燃ごみ	4,602	4,208	4,220	4,382
	不燃ごみ	425	407	340	332
	埋立ごみ	114	90	156	183
	資源ごみ	79	70	75	76
	計	5,220	4,775	4,791	4,973
許可業者	可燃ごみ	17,853	17,875	18,342	17,855
	不燃ごみ	239	212	191	173
	埋立ごみ	205	191	170	153
	資源ごみ	1,026	1,071	1,112	1,080
	計	19,323	19,349	19,815	19,261
総合計	可燃ごみ	28,883	28,208	28,422	27,778
	不燃ごみ	874	807	722	693
	埋立ごみ	394	341	381	386
	資源ごみ	1,885	1,903	1,911	1,823
	計	32,036	31,259	31,436	30,680

※埋立ごみとは、われもの類のことを指す。



種類別ごみ量の推移（図3-2）



収集形態別ごみ量の推移（図3-3）

### 3.4.2 可燃ごみ

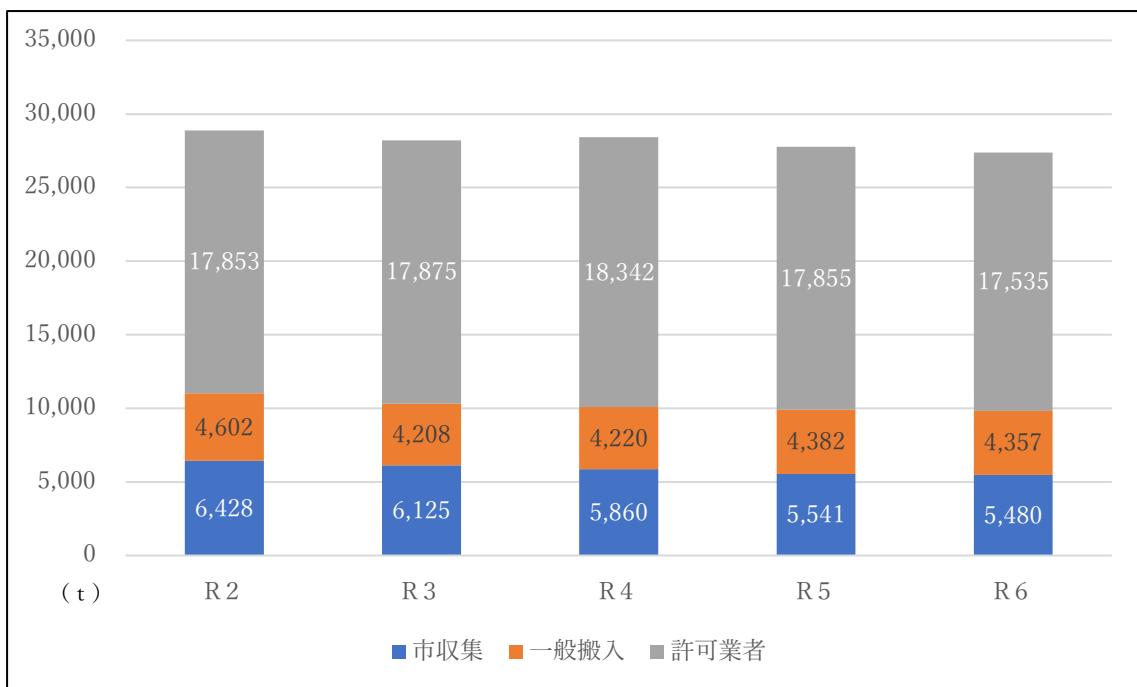
可燃ごみ量の推移は、表3-6及び図3-4に示すとおりです。

可燃ごみの総排出量は、令和2年度からの5年間において減少傾向にあり、令和2年度と令和6年度を比較すると、1,511トン（5.2%）減少しています。

表3-6 可燃ごみ量の推移（年度）

(単位: t)

種 別		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市収集	一般可燃	6,296	5,973	5,689	5,366	5,284
	可燃粗大	40	40	37	40	41
	計	6,336	6,013	5,726	5,406	5,325
	拠 点	92	112	134	135	155
	計	6,428	6,125	5,860	5,541	5,480
一般搬入	一般可燃	2,838	2,713	2,764	2,871	2,790
	可燃粗大	864	865	937	985	1,076
	産廃有料	747	512	401	389	381
	無料木くず	74	46	38	62	43
	計	4,523	4,136	4,140	4,307	4,290
	拠 点	79	72	80	75	67
	計	4,602	4,208	4,220	4,382	4,357
許可業者	一般可燃	16,667	16,627	17,239	16,849	16,559
	可燃粗大	1,105	1,177	983	912	864
	産廃有料	81	71	120	94	112
	計	17,853	17,875	18,342	17,855	17,535
合 計	一般可燃	25,801	25,313	25,692	25,086	24,633
	可燃粗大	2,009	2,082	1,957	1,937	1,981
	産廃有料	828	583	521	483	493
	無料木くず	74	46	38	62	43
	計	28,712	28,024	28,208	27,568	27,150
	拠 点	171	184	214	210	222
	計	28,883	28,208	28,422	27,778	27,372



収集形態別可燃ごみ量の推移（図3-4）

### 3.4.3 不燃ごみ

不燃ごみ量の推移は、表3-7及び図3-5に示すとおりです。

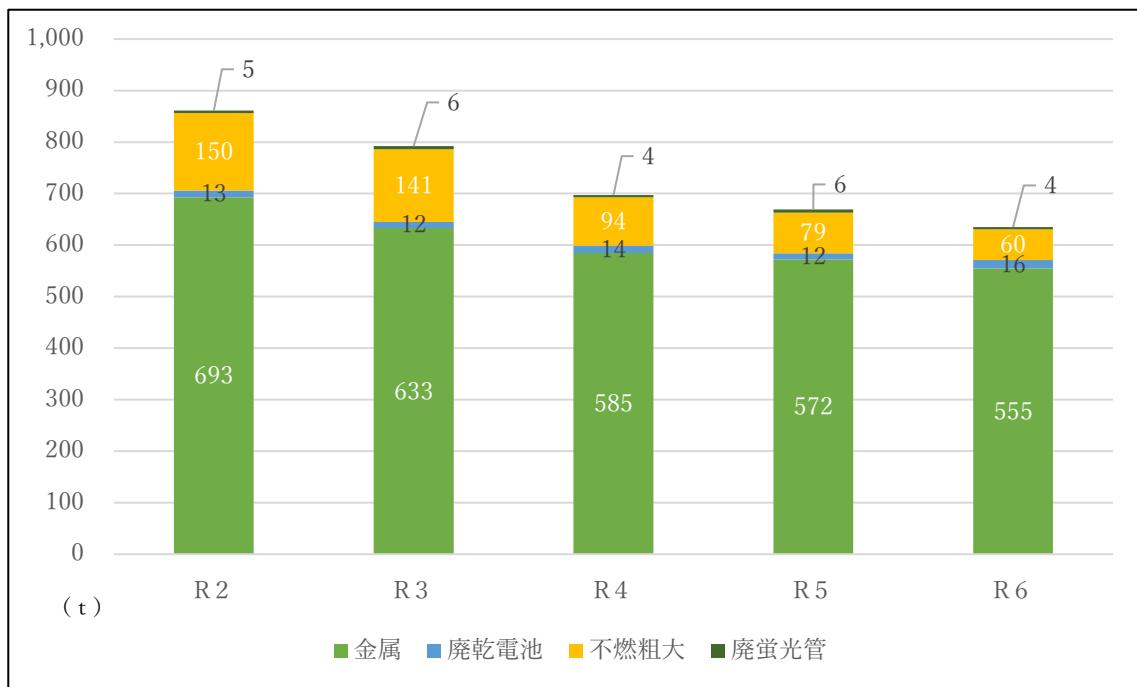
不燃ごみの総排出量は減少傾向にあり、令和2年度と令和6年度を比較すると、212トン（24.3%）減少しており、種別ごとのごみにおいても、減少傾向にあります。

拠点からの収集量が増加しているのは、不法投棄ごみを積極的に回収したことによるものです。

表3-7 不燃ごみ量の推移（年度）

(単位: t)

種 別		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市収集	金 属	157	136	131	126	109
	廃乾電池	13	12	14	12	16
	不燃粗大	22	19	17	20	17
	廃蛍光管	5	6	4	6	4
	計	197	173	166	164	146
	拠点	13	15	25	24	27
	計	210	188	191	188	173
一般搬入	金 属	297	285	264	273	283
	廃乾電池	0	0	0	0	0
	不燃粗大	128	122	76	59	42
	計	425	407	340	332	325
許可業者	金 屬	239	212	190	173	163
	廃乾電池	0	0	0	0	0
	不燃粗大	0	0	1	0	1
	計	239	212	191	173	164
合 計	金 屬	693	633	585	572	555
	廃乾電池	13	12	14	12	16
	不燃粗大	150	141	94	79	60
	廃蛍光管	5	6	4	6	4
	計	861	792	697	669	635
	拠点	13	15	25	24	27
	計	874	807	722	693	662



種別ごと不燃ごみ量の推移（図3-5）

#### 3.4.4 埋立ごみ

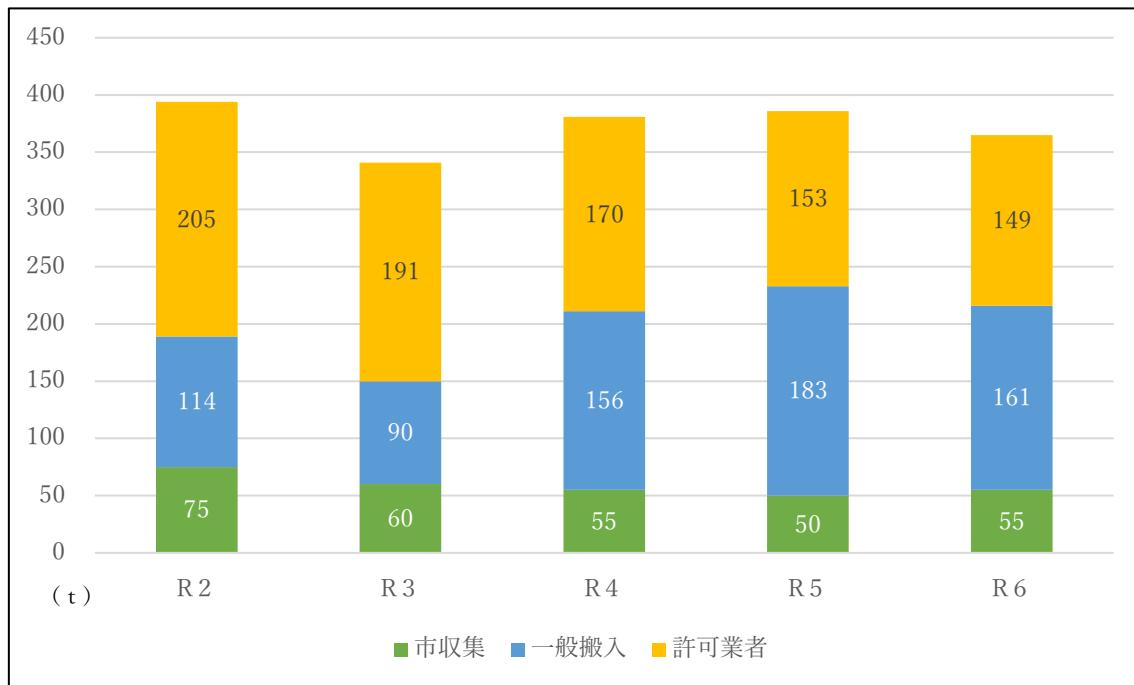
埋立ごみ量の推移は、表3-8及び図3-6に示すとおりです。

埋立ごみの総排出量は年度によって増減があるものの、令和2年度と令和6年度では、微減の状況にあります。

表3-8 埋立ごみ量の推移（年度）

（単位：t）

種 別		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市収集	埋立	73	58	52	41	47
	拠点	2	2	3	9	8
	計	75	60	55	50	55
一般搬入	埋立	114	90	156	183	161
	計	114	90	156	183	161
許可業者	埋立	205	191	170	153	149
	計	205	191	170	153	149
合 計	埋立	392	339	378	377	357
	拠点	2	2	3	9	8
	計	394	341	381	386	365



収集形態別埋立ごみ量の推移（図3－6）

### 3.4.5 資源ごみ

資源ごみ量の推移は、表3－9及び図3－7に示すとおりです。

資源ごみの総排出量は減少傾向にあり、令和2年度と令和6年度を比較すると163トン（8.6%）減少しています。

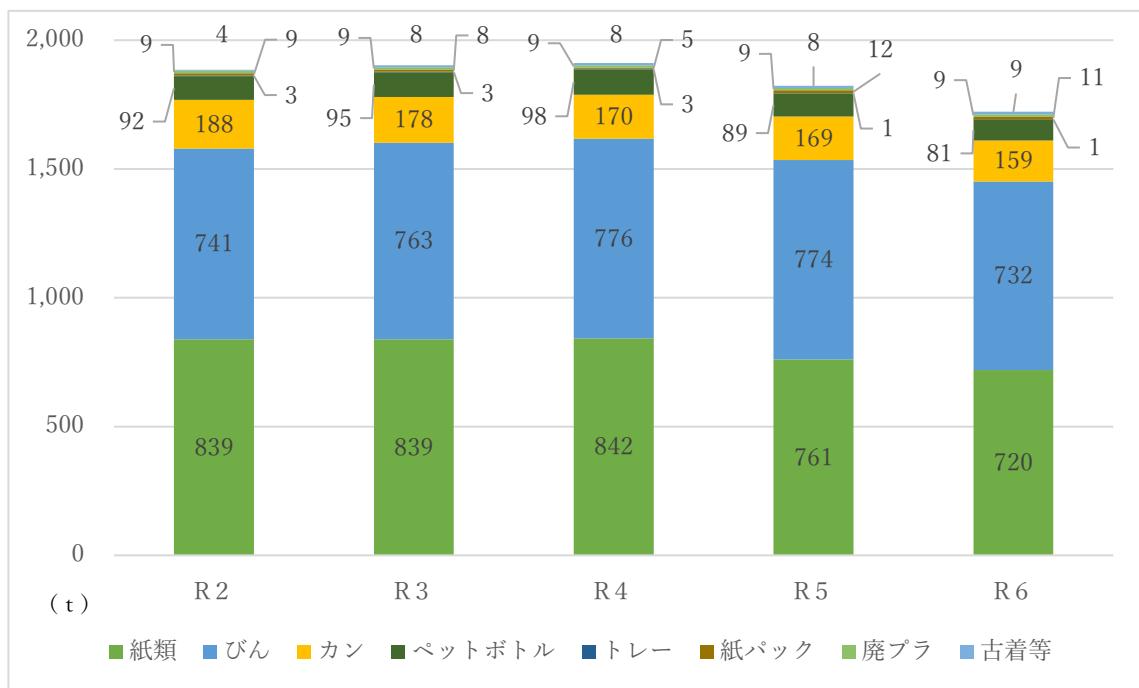
種別ごとでは、紙パック、廃プラ及び古着等を除くすべての品目が減少傾向にあり、特に古紙の減少幅が大きくなっています。

古着等については、平成30年度から拠点回収を実施しています。

表3-9 資源ごみ量の推移（年度）

(単位: t)

種 別		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市収集	古 紙	444	432	407	377	342
	び ん	149	139	132	158	120
	カ ン	70	68	62	63	56
	ペ ットボ ドトル	92	95	98	39	30
	ト レ 一	3	3	3	1	1
	紙パック	9	8	5	12	11
	廃 プ ラ	9	9	9	9	9
	古着等	4	8	8	8	9
	計	780	762	724	667	578
一般搬入	び ん	30	27	31	29	28
	カ ン	49	43	44	47	45
	計	79	70	75	76	73
許可業者	古 紙	395	407	435	384	378
	び ん	562	597	613	587	584
	カ ン	69	67	64	59	58
	ペ ットボ ドトル	0	0	0	50	51
	計	1026	1071	1,112	1,080	1,071
合 計	古 紙	839	839	842	761	720
	び ん	741	763	776	774	732
	カ ン	188	178	170	169	159
	ペ ットボ ドトル	92	95	98	89	81
	ト レ 一	3	3	3	1	1
	紙パック	9	8	5	12	11
	廃 プ ラ	9	9	9	9	9
	古着等	4	8	8	8	9
計		1,885	1,903	1,911	1,823	1,722



種別ごと資源ごみ量の推移（図3-7）

### 3.4.6 粗大ごみ

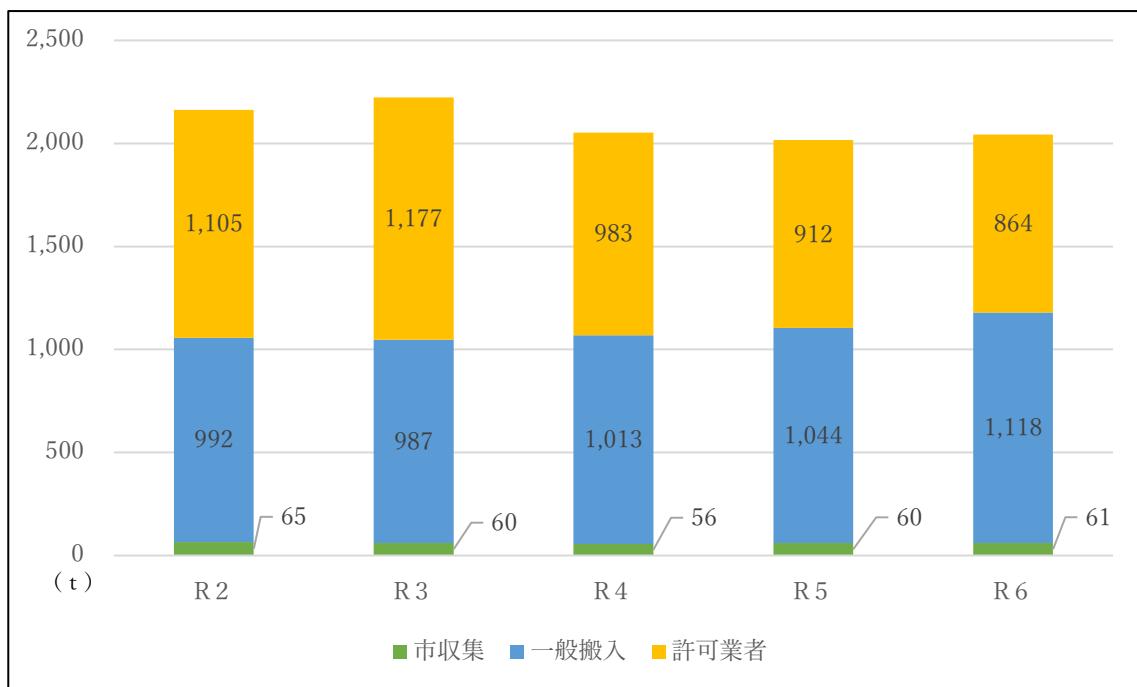
粗大ごみ量の推移は、表3-10及び図3-8に示すとおりです。

粗大ごみの総排出量は減少傾向にあり、令和2年度と令和6年度を比較すると118トン（5.5%）減少しています。

表3-10 粗大ごみ量の推移（年度）

（単位：t）

種別		R2	R3	R4	R5	R6
市収集	可燃	40	40	37	40	41
	不燃	25	20	19	20	20
	計	65	60	56	60	61
一般搬入	可燃	864	865	937	985	1,076
	不燃	128	122	76	59	42
	計	992	987	1,013	1,044	1,118
許可業者	可燃	1,105	1,177	983	912	864
	不燃	0	0	1	0	1
	計	1,105	1,177	984	912	865
合計	可燃	2,009	2,082	1,957	1,937	1,981
	不燃	153	142	96	79	63
	計	2,162	2,224	2,053	2,016	2,044



収集形態別粗大ごみ量の推移（図3-8）

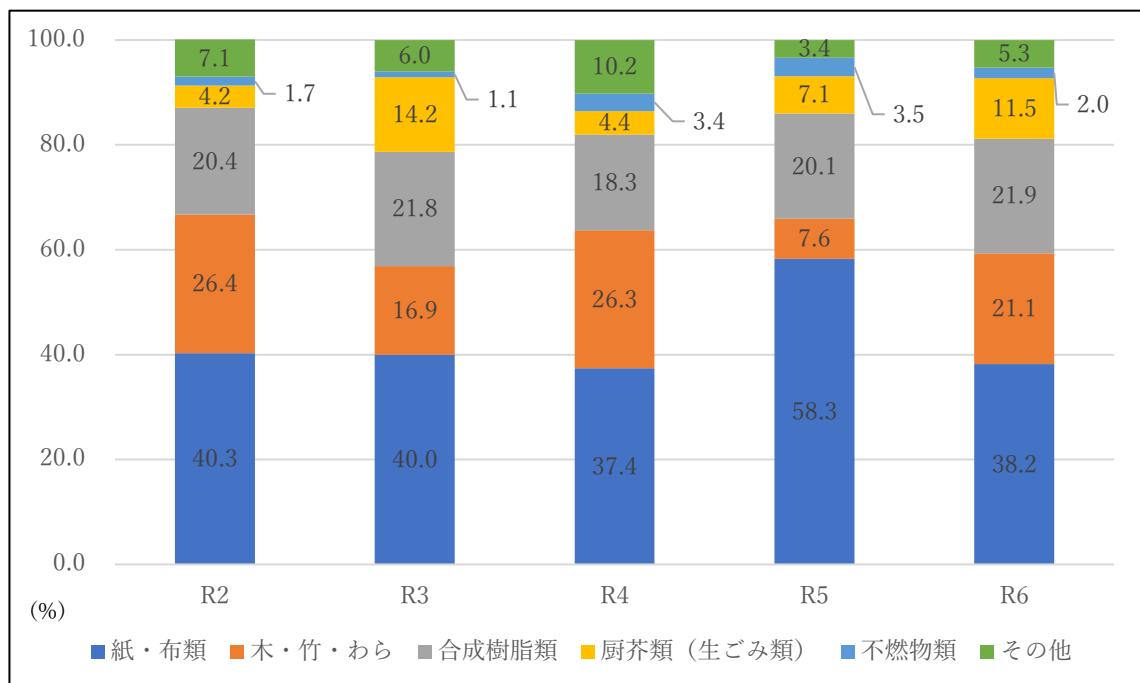
### 3-5 可燃ごみの性状

ごみの性状は、表3-11、図3-9、図3-10及び図3-11に示すとおりです。

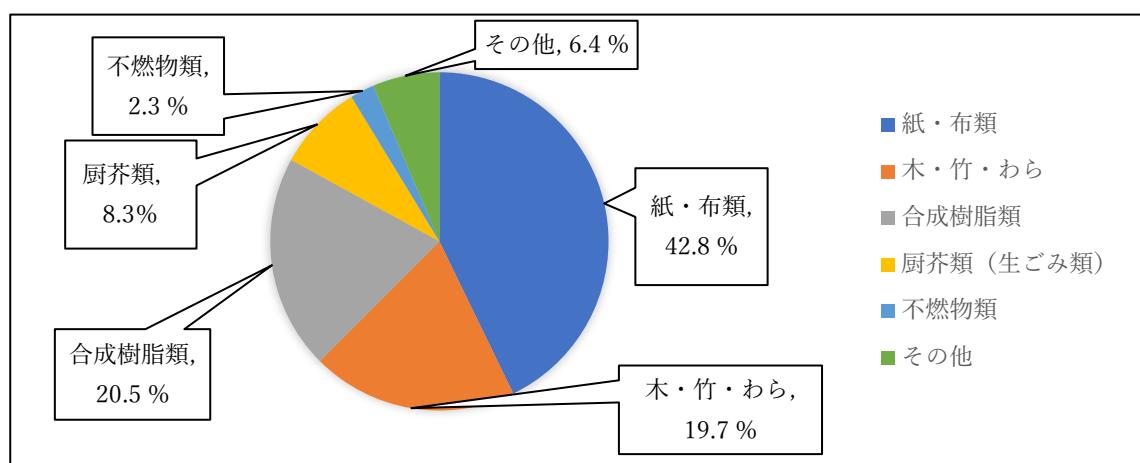
ごみ質の分析は、環境美化センターにおいて年4回、ごみピットから採取したごみについて実施しています。ごみの組成については、厨芥類（生ごみ類）が増加傾向にあり、ごみの三成分については、ほぼ横ばい状態です。

表3-11 ごみの組成及び三成分の推移(年度) (単位: %)

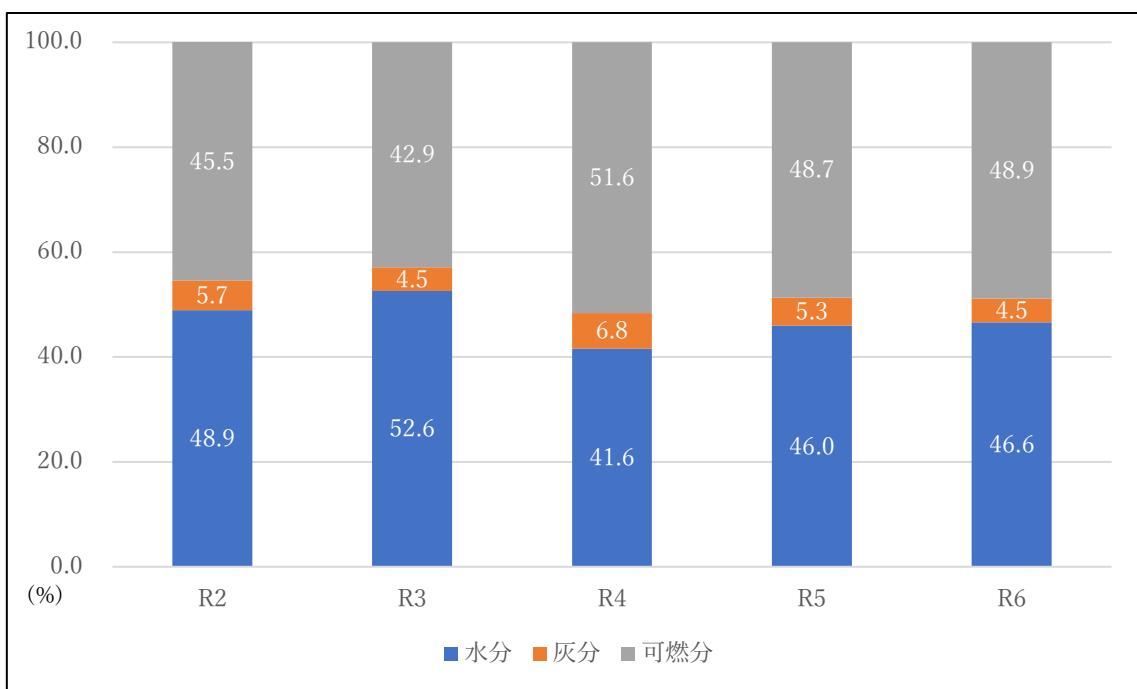
分析項目	測定年度	R 2 (平均値)	R 3 (平均値)	R 4 (平均値)	R 5 (平均値)	R 6 (平均値)	5か年 平均値
ごみの種類組成	紙・布類	40.3	40.0	37.4	58.3	38.2	42.8
	木・竹・わら	26.4	16.9	26.3	7.6	21.1	19.7
	合成樹脂類	20.4	21.8	18.3	20.1	21.9	20.5
	厨芥類（生ごみ類）	4.2	14.2	4.4	7.1	11.5	8.3
	不燃物類	1.7	1.1	3.4	3.5	2.0	2.3
	その他	7.1	6.0	10.2	3.4	5.3	6.4
ごみの三成分	水分	48.9	52.6	41.6	46.0	46.6	47.1
	灰分	5.7	4.5	6.8	5.3	4.5	5.4
	可燃分	45.5	42.9	51.6	48.7	48.9	47.5



ごみ組成の推移 (図 3-9)



ごみ組成の5か年平均 (図 3-10)



ごみの三成分の推移（図3-11）

### 3-6 ごみの減量・再資源化の実績

#### 3.6.1 減量化の実績

ごみの減量化の施策として、家庭用生ごみ処理容器等の設置に対し補助金を交付し、普及を図ることによって、減量化を推進しています。

家庭用生ごみ処理容器等の設置状況は、表3-12に示すとおりです。

表3-12 家庭用生ごみ処理容器等の設置状況 (単位:戸、件数)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
世 帯 数	35,441	35,526	35,646	35,719	35,696
コンポスト 容器	設置世帯数	11	15	22	32
	累計 (H5~)	946	961	983	1,015
	設置数	16	24	29	41
	累計 (H5~)	1,238	1,262	1,291	1,332
電動式 生ごみ処理機	設置世帯数	4	4	7	9
	累計 (H9~)	829	833	840	849
	設置数	4	4	7	9
	累計 (H9~)	829	833	840	849
設置世帯数累計		1,775	1,794	1,823	1,908

※ 設置世帯数及び設置数については延べ数を記載

(資料:住民基本台帳、世帯数は各年度末(3/31時点))

### 3.6.2 再資源化の実績

ごみの再資源化については、御石ヶ沢清掃工場に搬入されたごみから、カン、金属類を選別、抽出し再資源化してきました。その後、平成2年度から資源ごみ集団回収奨励事業を開始し、平成5年度から古紙、平成8年度から容器包装リサイクル法に基づくびん及びカンの分別収集、平成10年度からペットボトル、トレー及び紙パックについて、スーパー等の店頭における拠点回収、平成27年10月からペットボトルの分別収集、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく使用済小型家電の公共施設等における拠点回収を開始し、再資源化しています。また、平成28年12月からは、廃蛍光管拠点回収事業を市内5か所のコミュニティセンターで実証事業として開始し、平成29年7月にはさらに回収施設を10か所に増やし本格実施とともに再資源化に努めています。

平成15年度からは、古紙の回収日を月1回から月2回に増やし、さらなる再資源化を推進しています。また、環境美化センターでは一般搬入されたごみのうち、古紙を選別、抽出し再資源化を行っています。

再資源化の状況は、表3-13に示すとおりです。

表3-13 再資源化の状況（年度）

（単位：t）

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
収集・搬入物	古紙	828	839	842	761
	古紙（美化センター）	11	21	19	25
	びん	751	745	744	809
	カン	142	132	126	116
	金属	490	408	390	495
	ペットボトル	89	84	91	82
	トレー	3	2	2	1
	紙パック	9	8	5	15
	廃プラ	9	8	17	7
	乾電池	12	12	12	11
	廃蛍光管（水銀使用廃製品）	5	6	4	6
古着等		4	8	8	9
合 計		2,353	2,273	2,260	2,336
					2,049

※表3-9との相違点は、表3-9は収集量を示しており、上記表は処理量となっている。

※古紙（美化センター）の収集量は、可燃ごみ（一般可燃）に含めて計上している。

（表3-6 参照）

※金属、乾電池及び廃蛍光管の収集量は、不燃ごみで計上している。（表3-7 参照）

### 3.6.3 資源ごみ集団回収の状況

平成2年度から実施している資源ごみ集団回収奨励事業については、令和6年度は67団体が資源回収を実施しました。回収の対象品目は、古紙、びん、カン、金属類、古着

等及びペットボトルで、対象品目回収量当たりの報償金額は、令和5年度までは5円／kg、令和6年度以降は6円／kgとなっています。

集団回収の団体数及び回収量の状況は、表3-14及び表3-15に示すとおりです。

表3-14 資源ごみ集団回収団体の状況（年度）(単位：団体)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
町内会	23	23	17	18	20
子供会	10	10	9	6	7
女性の会	4	3	3	3	3
老人会	6	5	4	4	5
学校PTA	3	3	3	1	1
その他	41	38	39	29	31
団体 計	87	82	75	61	67

表3-15 資源ごみ集団回収事業の状況（年度）(単位：t)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
古紙	397	333	381	214	216
カン	14	12	9	9	9
金属・鉄くず類	15	10	8	7	10
その他	4	3	4	3	4
回収量合計 (t)	430	358	402	233	239
報償金（円/kg）単価	5.0	5.0	5.0	5.0	6.0
報償金（千円）計	2,148	1,791	2,009	1,167	1,434

※その他は、古着等、ペットボトル

### 3-7 ごみ処理の課題

#### 3.7.1 前計画のこれまでの実績検証

本計画においても、前計画と同様に市民、事業者及び行政の協働をキーワードに、環境に配慮したごみ処理体制の構築、循環型社会の実現を目指し、また、取組を把握するための参考指標として「ごみ排出量の予測」を設定し、進捗を確認してきました。

その結果、本市人口がほぼ予測のとおり推移した一方、ごみ排出量は令和6年度時点で、中間目標年度（令和7年度）の目標値を達成しました。この間、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞なども影響した可能性はありますが、市民のさらなるリサイクルへの関心の高まり等により、早いスピードでごみの発生・排出抑制が進みました。

引き続きリサイクルを推進していくとともに、後述するごみ処理の今後の課題に記載される分野について、より強化していくことが重要です。

#### 3.7.2 ごみの現状

昭和30年代後半の国内事情は、高度経済成長期における家電の急速な普及、さらにそ

の後のスーパーマーケットやコンビニエンスストアの登場による販売方式・消費行動の変化などにより、使い捨て商品の増加など利便性の追求による国民のライフスタイルが大きく変革し、その結果、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会が形成され、生活を豊かにする反面、ごみの量は急激に増大し、不法投棄などの不適切な処理が増え、公衆衛生は悪化する一方となりました。

本市においても、昭和29年に「伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和29年伊東市条例第310号）」を制定し、現在に至るまでにステーション方式による定時収集の実施や資源ごみの集団回収事業、不燃ごみの4種分別など、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ってきました。また、全国的に増加するごみ量に対する廃棄物問題を背景に公布された容器包装リサイクル法を受け、本市のごみ処理量も増加傾向にあったことから、びんの色別収集やカンのコンテナ収集、加えてペットボトル、トレー、紙パックの店頭回収を開始しました。さらに、古着等及びリチウムイオン電池等の小型充電式電池の回収、民間会社との協定締結によるパソコンや家電の宅配便回収も開始するなど、各種ごみのリサイクルに取り組んできました。

### 3.7.3 ごみ処理の今後の課題

#### 1 排出抑制及び再資源化における課題

##### (1) ごみの水分量（家庭系・事業系ごみ）

環境美化センターで処理するごみの三成分（水分、灰分、可燃分）の推移でみると、令和2年度のごみ全体に占める水分量は48.9%、令和6年度も46.6%であり、5か年平均では47.1%となっています。依然として総量の半数近くを占め高い水準であり、水分量削減に向けた効果的な取組を行っていく必要があります。

##### (2) 食品ロス

環境省食品ロス実態調査支援事業を活用し、令和4年度に行った環境美化センターでの調査では、市指定袋159袋の中から476kgの試料を抽出し、直接廃棄及び食べ残しを食品ロスとして推計したところ、割合は36.5%、1人1日当たり75.0gという結果となりました。

食品残さの多くは事業系ごみとして排出されることも多いため、観光都市でもある本市としては、宿泊施設、飲食店及び小売業等と連携して食べ残しや売れ残り対策を図っていくことが重要となります。

##### (3) プラスチックごみ

容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装における本市の取組としては、実証事業として平成29年からモデル地区において週1回の分別収集を行っており、さらには順次対象地区を拡大するなど、プラスチック製容器包装の資源化に取り組んできました。

しかし、実証事業による試算では、これを全市的に取り組むためには処理施設の保管スペースや性能に限界があり、ごみステーションはもちろんのこと、拠点回収を行うとしても大変厳しい状況であることがわかりました。このことはプラスチック製容器包装だけでなく、プラスチック資源循環法に基づくプラスチック使用

製品においても同様の状況であると言えます。

全市収集の実現に向けては、処理施設の保管スペースの拡大や機器類の処理性の向上により解決していくことが望まれます。

さらに、「持続可能な開発目標」（S D G s）に掲げ国際的な課題となっている地球温暖化や海洋汚染対策の観点から、海洋プラスチックごみの削減策として、静岡県においては、「海洋プラスチックごみ防止 6 R 県民運動※注1」を展開し、海洋プラスチックごみを減らす取組を実施していることから、本市においても静岡県の取組に積極的に参画し、市民に対して海洋プラスチックごみ減少に資するよう啓発活動を行っていくとともに、出前授業等による環境教育に注力していく必要があります。

※注1 「海洋プラスチックごみ防止 6 R 県民運動」とは、静岡県が推進している海洋プラスチックごみを減らすための運動で、従来の Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の 3 R に、新たに 3 つの R、Refuse（リフューズ）、Return（リターン）、Recover（リカバー）を加えたもの。6 R の意味は次のとおり。

Reduce：マイバッグを常に持ち歩く、マイボトルを持つ など

Reuse：詰め替え容器を使う、クリーニングハンガーを店に戻す など

Recycle：市町のルールに従って分別する、資源回収に出す など

Refuse：レジ袋・使い捨てスプーン・過剰な包装等は断る など

Return：店頭回収を利用する、外出時のごみを持ち帰る など

Recover：清掃活動に参加する、落ちているごみを拾う など

#### ④ 資源ごみ

環境美化センターで処理するごみの組成の推移でみると、紙・布類の 5 か年平均が 42.8% と依然として総量の 4 割以上を占めています。令和 7 年 2 月に行ったアンケートでは、紙・布類をもえるごみとして排出している方も多くおり、ごみステーションでは月 2 回の古紙回収、コミュニティセンター等では月 2 回の古着等拠点回収を行っていることについて、更に情報発信をしていく必要があります。

また、古紙以外にも「びん、カン、金属・鉄くず類、ペットボトル、トレー、紙パック、乾電池、蛍光管、古着等」を収集し、再資源化に取り組んでいます。人口の減少に伴って、再資源化量も年々減少しており、一層のごみの減量に向けては、プラスチックごみ同様に中間処理施設の処理能力や新規更新等も勘案しながら分別品目の追加を検討していく必要があります。

なお、資源ごみの一部には、ガスカートリッジ・スプレー缶、小型充電式電池など爆発性・発火性を有する危険なごみもあり、ごみの収集や分別時に職員のけが、車両や清掃施設での火災発生の危険性があることから、市民への適切な排出方法の啓発が必要となっています。

他には、資源ごみの再資源化の促進事業として、平成 2 年度から資源ごみ集団回収奨励事業を開始し、集団回収を実施している団体に対して報償金の交付を行うことにより、リサイクルを図っています。しかしながら、こうした再資源化可能な資源化物の処理費用は海外諸国の動向等の影響も受ける中、価格の変動が非常に著しいことから、今後の回収事業を推進していくためには報償金制度のあり方も

含め、検討をしていく必要があります。

#### (5) 粗大ごみ・使用済電子機器類

粗大ごみについては、不燃物が減少傾向にありますが、可燃物の減少が進まず、全体としてもほぼ横ばい状態が継続しています。資源の有効活用を図るため、まだ使えそうなものを誰かに譲り渡す等のリユースの促進を検討する必要があります。

また、平成10年6月に公布され、平成13年4月から本格施行された「特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)」や平成24年8月公布、翌年4月施行の小型家電リサイクル法により、法律によって分別やリサイクルの取組の強化が定められ、ごみ処理費用がさらに増大していくことが懸念されています。

こうした粗大ごみや使用済電子機器類の中にはまだ十分使用可能なものもあるため、資源の循環利用の推進に資する取組を構築する必要があります。

## 2 収集運搬及び処理における課題

#### (1) ごみステーションの管理

ごみステーションは、利用者が管理し、ステーション当たり約20世帯の利用を基本としています。ごみステーションの新設や移動等については、地域の実情を踏まえながら適正な設置について検討するとともに、カラス等によるごみの散乱防止対策を講じるなどして、地域住民が安全でかつ衛生的に利用できるよう求める必要があります。

#### (2) ごみステーションからの収集運搬

現在の収集運搬体制としては、可燃ごみは週3回、古紙及びペットボトルは月2回、カン、びん及び金属類は年間約15回、われもの・乾電池類は年間約6回の収集を実施しています。現在の分別区分及び収集頻度を継続することを基本としますが、プラスチック製容器包装をはじめとする新たな品目の収集を念頭に置いて調査・研究を行っていく必要があります。

また、平成11年度から現業職員の退職者に対する補充をせずに業務を継続するとともに、行政改革を推進する観点から平成27年10月に第5地区(対島地区)を、平成31年4月に第4地区(小室地区)を、一般廃棄物協同組合に業務委託しました。

しかし、人口減少やごみ排出量の減少が進む一方でごみステーション数は減ることなく、また、退職者不補充による人員の不足が顕在化してきたことから、令和4年度に現業職員の募集を再開しました。

今後とも安定的に事業を継続していくよう収集運搬体制を維持していく必要があります。

#### (3) 別荘分譲地における収集運搬

本市で多く抱える別荘分譲地のごみ収集については、昭和48年以降「伊東市開発行為等の適正化に関する指導要綱(昭和48年伊東市告示第61号)」により、原則として事業者の自己処理としておりますが、定住する住民が多くなったことから、分譲地の住民の生活から排出されるごみ処理の適正化を図り、住民の利便と

環境美化を推進することを目的として、平成7年に「分譲地等のごみの収集移管及び収集費用助成に関する要綱（平成7年伊東市告示第39号）」を制定しました。

その後、より一層の定住率の増加などを背景に、市の直接収集や費用助成等の見直しに関する要望が出されたことから、これらの要望に対応するため、平成21年には補助基準の見直しを含めた同要綱の一部改正を行いました。

現在、同要綱に基づき運用を行っておりますが、今後の分譲地等の定住率の増加状況を注視し、適切に対応していく必要があります。

#### (4) 戸別での収集運搬（ふれあい収集事業）

高齢化の進展に伴い、ごみ出し支援に対する需要が多くなり、ふれあい収集事業の利用世帯が増加しています。そのため、効率的な収集ルートの設定や職員間の応援体制の見直しなど、安定的に事業を継続していくよう収集体制を強化していく必要があります。また、利用申請者は身体的理由により移動が不自由であることが多いため、ケアマネージャー等介護関係事業者とも引き続き連携し、申請段階から配慮をしていく必要があります。

#### (5) 容器包装廃棄物の収集運搬

ペットボトルや牛乳パックなどの容器包装廃棄物については、スーパー等の店頭において販売事業者による自主回収とともに市も回収を行っています。更に市では、生涯学習センター等において拠点回収を実施しています。ペットボトルについては拠点回収を継続しつつ、平成27年10月からごみステーションでの回収も開始しました。

また、一層の再資源化を推進するため、プラスチック製容器包装の収集を平成29年1月から玖須美区の一部地域で実施し、現在に至っていますが、全市収集に向けては、処理施設の保管スペースの拡大や機器類の処理性能の向上に加え、収集運搬体制についても見直しを検討していく必要があります。

#### (6) 医療系廃棄物の収集運搬

病院や診療所等の医療機関から排出される医療系廃棄物は、環境省が定めた「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月改訂）」により、排出事業者の責任において処理することとなっており、その収集及び運搬についても、排出事業者が許可業者に委託することとなっています。医療系廃棄物の中には、感染性の有無や収集及び運搬時の安全性等、判断が難しい場合があるため、排出事業者及び許可業者と共に認識を持つとともに、医療関係機関等と連携を図りながら適正な処理に努める必要があります。

また、在宅医療により家庭から排出される在宅医療廃棄物は、在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会作成の「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」に沿った中で、市町村が一般廃棄物として収集、運搬及び処理することとなります。注射針等の鋭利なものは感染性廃棄物として、排出者が医療機関等へ持ち込むこととなっています。在宅医療廃棄物の中には、鋭利、非鋭利の判断や、医療機関へ持ち込むことができない鋭利なものの取扱い等、判断が難しい場合があるため、医療関係機関等と連携を図りながら適正な処理に努めるとともに、排出方法について市民に対し周知する必要があります。

## (7) 中間処理施設の整備

### ア 可燃ごみ処理施設

昭和59年から焼却稼働を開始した環境美化センターは、ダイオキシン類の抑制を図る必要性から排ガス処理設備更新を目的とした基幹的施設整備を平成9年度から平成11年度までの3か年で行ったものの、施設の老朽化が著しく、補修費用も年々増加したことから、平成23年度から平成26年度までの4か年で更新改良整備を実施し、二基の焼却炉をはじめとする設備機器一式を更新しました。

現在、施設の適正な維持管理に努め、法定基準値内の運用を継続していますが、設備機器一式の更新から11年が経過し、施設の劣化が進んでいます。主な劣化の要因としては、焼却炉の設計時の想定を上回る高質ごみの増加や低質ごみから高質ごみまでの焼却温度差の拡大により、劣化が進行していると推測できます。

また、焼却炉の劣化に合わせて、焼却炉内部の燃焼を調整する機器類も、稼働回数や稼働時間が増加するため、消耗品や部品の劣化が進行します。そのため、施設設備の長寿命化を図っていくために効果的な施策として、整備面では基幹改良整備事業や大規模改修整備事業の検討、そして、施設の運用面では包括委託の検討をするとともに、環境負荷への配慮も併せて推進していく必要があります。

### イ 不燃ごみ処理施設

御石ヶ沢清掃工場は、昭和45年に建設され、当初は可燃ごみの処理施設として稼働し、環境美化センターが稼働を開始した昭和59年から暫定的な施設として不燃ごみの処理を行っています。暫定的な施設で稼働したため、建物は耐震補強はされず、耐震化が実施されていない状態です。

また、不燃廃棄物を処理するための破碎機や金属プレス機等の設備についても、老朽化が著しい状態です。

今後の人口減少やリサイクル品目の増加の動向、市内民間施設の活用などを踏まえ、老朽化した清掃工場と収集運搬車車庫の機能を備えた施設の建設を含めた、改修、建替え、移転の方向性を示す基本構想を早期に策定し、検討していく必要があります。

### ウ 直接搬入に関する対策

環境美化センター及び御石ヶ沢清掃工場への廃棄物の搬入は、市の収集運搬車両、一般廃棄物収集運搬許可事業者のほかに、市内の多くの事業所や一般家庭からの直接搬入を受け付けています。施設内での事故防止のため交通整理に努め、廃棄物ストックヤードを確保して有効に使用するなどして混雑の解消を図るほか、引き続き一般廃棄物収集運搬許可事業者と搬入時間の調整を行い、円滑な動線を確保する必要があります。

特に環境美化センターにおいては、ごみ処理の有料化以降、直接搬入車両が増加しており、また、更新改良整備事業に伴ってリサイクル棟ストックヤードが増設されたことから、直接搬入車両が更に混雑傾向にあります。

そのため、施設内において搬入車両が安全に廃棄物を排出できるよう、引き続き対策を講じていく必要があります。

#### エ 再資源化処理施設の整備等

更新改良整備事業に伴い、環境美化センターに新設されたリサイクル棟では、ペットボトル及びトレーの再資源化処理を行っています。さらに、平成29年1月からは、玖須美区の一部地域においてプラスチック製容器包装の収集を開始し、再資源化に取り組んでいます。

今後は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減や海洋プラスチックごみ削減に向け、より一層全市的にプラスチック製容器包装の再資源化に取り組むためにも、処理施設の拡大や機器類の処理性能の向上を図っていく必要があります。

#### (8) 最終処分場における課題

平成9年に供用を開始した管理型の最終処分場である御石ヶ沢最終処分場では、浸出水の適切な管理などにより環境保全に配慮するとともに、従前埋立て処分されていた焼却灰やガラスびん、蛍光灯をはじめとする水銀使用製品などは、焼却灰溶融固化処理委託やガラスびんの再商品化処理委託、使用済蛍光管等水銀使用製品運搬処分業務委託等の実施により、搬入量の抑制が図られています。

この搬入量の抑制により、今後約90年の間、埋立可能と推測できますが、加えて、埋立物を掘り起こす減容化技術の導入を検討し、埋立地のより一層の延命化を図るとともに、施設や設備の長寿命化を図る効果的な施策についても検討していく必要があります。

また、海岸漂着物や大型動物の死骸等の取扱いについて、御石ヶ沢最終処分場での埋立処分以外の方法についても検討する必要があります。

#### (9) 情報の発信

令和7年2月に市民等に対して行った廃棄物行政に関するアンケートでは、「ごみ・資源収集カレンダー」等の情報発信の強化について、一定程度の方が望まれていることがわかりました。紙媒体により情報を取得している方が依然多いことも踏まえつつ、SNS等デジタル媒体の活用も充実させていく必要があります。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 4-1 基本方針

これまで続けてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、地域における廃棄物処理に様々な課題をもたらすとともに、現在、地球規模での気候変動、生物多様性の損失及び環境汚染等の社会的課題にもつながっています。

そのため、廃棄物の発生・排出の抑制と資源の循環的利用を実現する新しい社会システムの構築を目指し、循環型社会の形成を推進することが求められています。

#### 循環型社会形成推進基本法で定める「循環型社会」の定義（第2条抜粋）

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

本市でも、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と義務を果たすことにより、このような資源、エネルギーが無駄なく活用された、環境への負荷の少ない資源循環型社会を実現していかなくてはなりません。

以上のことから、今後のごみ処理については、本市のまちづくりの指針である「第五次伊東市総合計画第十二次基本計画」に即して進めていくとともに、循環型社会の形成のため、製品等が廃棄物等となることが抑制されることを優先して以下のとおり基本方針を定め、効率的な施策の推進を図っていきます。

#### ごみ処理基本計画基本方針

##### ① ごみの発生・排出抑制

廃棄物の発生及び排出を抑制し、環境に配慮した処理体制の構築

##### ② 循環型社会形成の推進

廃棄物を「燃やす、埋め立てる」から限りある資源を有効に利用するシステムの推進

##### ③ 市民・事業者との協働

市民や事業者との協働の推進

### 4-2 計画の目標

目標値については、前計画（基準年：令和元年度）からの実績値を基に、国の削減目標との整合を図り、表4-1のとおりに設定しました。

前計画では、中間年である令和7年度の排出量合計の目標値が31,012tであったのに対し、最新の実績である令和6年度の排出量合計は30,121tとなっているため、既に目標値を達成しています。

本計画では、今後の取組の加速によりなお一層の廃棄物の減量化を図り、排出量合計27,978t以下を目指します。

表4-1 計画目標年次におけるごみ排出量の目標

(単位: t)

項目	年度	令和元年度	令和6年度	令和12年度
		実績	実績	目標値
市 収 集	可燃ごみ	6,522	5,480	4,230
	(一般可燃ごみ)	6,370	5,284	3,963
	不燃ごみ	196	173	140
	埋立ごみ	70	55	35
	資源ごみ	817	578	420
	計	7,605	6,286	4,825
	1人1日平均(g)	305	269	220
一 般 搬 入	可燃ごみ	4,740	4,357	4,152
	(一般可燃ごみ)	2,833	2,790	2,747
	不燃ごみ	337	325	184
	埋立ごみ	115	161	161
	資源ごみ	76	73	71
	計	5,268	4,916	4,568
許 可 業 者	可燃ごみ	19,496	17,535	17,256
	(一般可燃ごみ)	18,226	16,559	16,156
	不燃ごみ	222	164	102
	埋立ごみ	224	149	97
	資源ごみ	1,106	1,071	1,130
	計	21,048	18,919	18,585
一般搬入+許可業者 計		26,316	23,835	23,153
種 別 合 計	可燃ごみ	30,758	27,372	25,638
	(一般可燃ごみ)	27,429	24,633	22,866
	不燃ごみ	755	662	426
	埋立ごみ	409	365	293
	資源ごみ	1,999	1,722	1,621
	合計	33,921	30,121	27,978
	1人1日平均(g)	1,360	1,290	1,278
人口(予測)		68,150人	63,974人	60,000人

※ごみ排出量の目標については、実績値を基にトレンド法による予測を行い、また、国の削減目標との整合を図り、設定した。

※人口(予測)については、令和元年度及び6年度は年度末実績値、令和12年度は伊東市人口ビジョンによる。

※一般可燃ごみとは、可燃ごみから可燃粗大ごみや産廃(木くず、紙くず、繊維くず)等を除いた可燃ごみのことで、可燃ごみの内数である。

※第4地区及び第5地区の収集委託分は、許可業者に計上している。

#### 4-3 計画における施策

##### 4.3.1 ごみの発生・排出抑制

ごみの発生・排出抑制を進めるためには、市民・事業者・行政が製品の生産から流通、消費及び廃棄のそれぞれの段階において、資源や環境への負荷について配慮することが必要です。今後は、SNS等の新たな情報媒体も積極的に活用しながら、市民・事業者への情報提供、意識啓発を行うとともに、学校教育や生涯学習の場を通じて、より幅広い世代へのごみに関する意識向上を図ります。

具体的施策	内 容
水切りダイエット	生ごみの減量のため、生ごみの水切り方法や水切りグッズの紹介などについて、ホームページ等で啓発を実施していく。
食品ロスの削減	宿泊施設や飲食店及び小売業等の事業所に加え、市民等を対象に、様々な機会を捉えて広く食品ロス削減への取組の重要性を啓発していく。
家庭用生ごみ処理容器の普及拡大	家庭での生ごみの自己処理を促進するため、家庭用生ごみ処理容器等の普及に関し補助を行うとともに、効果的な啓発を実施していく。
My 製品の持参	レジ袋の使用抑制のためのマイバッグ、使い捨てプラスチック容器等削減のためのマイボトル、マイ容器の持参を呼びかける。
環境教育の推進	ごみの排出抑制への理解を深めるため、学校や市民団体に対し、出前講座等の環境教育を通じて、ごみに関する情報共有と意識向上を図っていく。
各種イベントでの取組	ごみゼロ運動などの実施を通じて、参加者と協働する中で、地球規模で問題となっている海洋環境の汚染防止活動に取り組んでいくとともに、使い捨てのプラスチック容器等の排出抑制を推進する。 市内で開催されるイベントにおいて、主催者や参加者に対し6R（35ページ※注1「海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」参照）を推奨し、積極的に呼びかけることで、ごみ減量啓発を推進していく。
不燃ごみ処理手数料の導入	家電リサイクル法や小型家電リサイクル法により、分別やリサイクルの取組の強化が求められたことから、処理費用が増大していくことが懸念されるため、不燃ごみに関する家庭系一般廃棄物処理手数料の導入について、近隣市町村の動向を注視しながら調査・研究していく。
事業者への取組及びごみ処理手数料の適正化	家庭ごみ同様多くのごみを排出する事業者に対しては、商工会議所等の商工団体と協働して、ごみの分別の徹底及び再資源化を図っていくとともに、事業系一般廃棄物処理手数料について、近隣市町における手数料の水準を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていく。

#### 4.3.2 ごみの資源化

市民・事業者に対し、資源分別の意識啓発や指導を行うとともに、リサイクルの推進を図り、新たな品目については資源化ルートの調査、研究を行います。

具体的施策	内 容
古紙の分別	古紙の資源化を推進するために、市民に対し、ごみ・資源収集カレンダーやホームページ・広報紙等で古紙の分別の徹底について周知していくとともに、焼却処分されている難再生古紙のリサイクルに取り組んでいく。
古着等の分別	資源物であることをより広く認識してもらうため、拠点回収・特別回収の実施について、更に情報発信の充実を図っていく。 幼稚園・保育園での拠点回収に加え、小学校や中学校等にも拡大することにより、児童・生徒のリサイクル意識の向上を図っていく。
プラスチックごみのリサイクルの推進	プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品の再資源化推進のため、処理施設の保管スペースの拡大や機器類の処理性能の向上について検討する。
資源ごみ集団回収	高齢化や子供会の解散等により、全体的に資源ごみ集団回収団体の数が減少傾向にあるが、報償金制度における単価を増額する等の見直しを図り、取組団体の活動を支援していく。
粗大ごみのリユースの促進	地域におけるリサイクル店の活用だけでなく、フリマアプリ等の活用方法について周知していくことで、リユースの促進を図っていく。
小型家電のリサイクルの推進	使用済小型電子機器に使用されているレアメタル等の資源化を推進するため、市内の公共施設において回収ボックスを設置し、ノートパソコン、携帯電話等の回収を推進する。
発火性を有する危険なごみの適正排出	ガスカートリッジやスプレー缶は中のガスを使い切る、小型充電式電池は電極部分にテープを巻いて絶縁処理をするなど、発火性を有する物はできる限りの安全措置を施して排出してもらうよう、啓発していく。 小型充電式電池は、小型家電同様、回収ボックスによる拠点回収を積極的に取り組んでいく。
焼却灰の溶融固化処理	焼却灰の溶融固化処理により、100%資源化を継続していくとともに、新たな再資源化手法についても、調査・研究していく。

#### 4.3.3 収集運搬計画

収集運搬を取り巻く環境の変化とこれに対する市民ニーズを常に把握し、適正かつ効率的な収集運搬体制の確保を図ります。また、廃棄物の適正処理について、市民・事業者への情報提供や指導を徹底し、環境美化やマナーフェスティバルでの啓発も進めています。

具体的施策	内 容
ごみステーションの管理	地域の実情を踏まえながら適正な設置について検討するとともに、地域住民が清潔で衛生的な管理を行うために、設置場所の状況に応じて、ごみ集積ボックスを設置する等、ごみの散乱防止対策を講じるよう指導していく。また、設置促進のための助成制度を整備していく。さらに、資源ごみ持ち去り防止のため、パトロールを充実させる。
ごみステーションからの収集運搬	現在の分別区分及び収集頻度を継続することを基本としつつ、プラスチック製容器包装をはじめとする新たな品目の収集を念頭に置き、調査・研究を行っていく。 また、就労人口の減少に伴う人材難に備えて、体制を維持するための人員確保策を進めるとともに、DXの活用による効率的、効果的な業務についても調査・研究を進めていく。
別荘分譲地における収集運搬	「分譲地等のごみの収集移管及び収集費用助成に関する要綱」により、収集移管に係る相談等には定住率の増加状況を基に適切に対応するとともに、費用助成についても手続を円滑に行えるよう申請者に助言等を行う。
戸別での収集運搬 (ふれあい収集事業)	需要の増加に対応できるよう、効率的な収集ルートの設定や職員間の応援体制の見直しなどを定期的に行うとともに、介護関係事業者と連携し、申請等の手続等においてもできる限り手間がかからないよう配慮していく。
容器包装廃棄物の収集運搬	プラスチック製容器包装の処理施設に係る施策の検討と並行し、収集運搬体制についても他の資源ごみ収集とのバランスを考慮し、検討していく。
医療系廃棄物の収集運搬	医療廃棄物処理に関しては、感染性廃棄物処理マニュアルに基づく正確な情報及び共通の認識を持つことが必要なため、排出事業者、収集運搬許可業者、医療関係機関及び行政が連携を図り適正な処理を推進していく。また、在宅医療廃棄物処理に関しては、患者の利便性にも配慮していく。
動物の死骸対策	公共区域における犬・猫等の小動物のほか、鹿などの大型動物の死骸の回収を速やかに実施し、清潔な道路環境づくりに努める。
低公害車の導入	ごみ収集車の排気ガスに含まれる有害物質の低減を図るため、民間事業者とともに低公害車による収集を促進し、大気汚染防止を図っていく。

#### 4.3.4 中間処理施設計画

市内において排出されるごみの安定的かつ効率的な処理を推進するため、計画的な施設の運営管理を行い、機能の維持保全及び延命化を図ります。

具体的施策	内 容
適正な運転管理	ダイオキシン類などの大気汚染物質の定期的な測定を実施し、発生抑制に努める。 ごみ減量化施策に伴う焼却量の減少により、適正な稼働体制を構築し、安定的なごみ処理を行っていく。
処理施設の整備及び更新	可燃ごみ処理施設（環境美化センター）については、基幹改良整備事業や大規模改修整備事業を視野に入れた整備計画の作成により、施設や設備の改良、更新を検討していく。 不燃ごみ処理施設（清掃工場）については、施設の改修、建替え、移転の方向性を示した基本構想を策定する中で、施設整備を検討していく。
周辺環境への配慮	各施設において適正な運転管理に努めるとともに、騒音等地域の生活環境に配慮した運営を行っていく。

#### 4.3.5 最終処分施設計画

清掃行政において、廃棄物の最終処分場はその最終点であり、最終処分場なくして適正な清掃行政はあり得ないことから、安定的な浸出水処理等適切な管理に努めるとともに、より一層のごみ減量・再資源化を推進することにより、今以上の延命化を図ります。

具体的施策	内 容
最終処分量の抑制	限りある最終処分場を長期にわたり利用していくために、より一層のごみの減量化施策により、延命化を図っていく。
施設の整備及び更新	埋立地は、搬入量の抑制や埋立量の減少により延命化の効果は図れているため、埋立物を掘り起こす減容化技術の導入についても検討し、より一層の延命化を図るよう努めていく。 併せて、施設や設備の長寿命化を図るため、整備計画の作成を検討していく。
飛散防止対策	埋立地の外に埋立ごみである一般廃棄物が飛散・流出しないよう覆土を行い、防止対策を図っていく。
悪臭発生対策	有機物がほとんどないため、悪臭の発生はあまり見込まれないが、覆土等により発生を抑え、発生するガスは豊型集排水管により発散させる。
浸出水処理施設の維持管理	施設の適切な維持管理に努めるとともに、設備の機能の状態を定期的に点検し、延命化に資する予防保全を図っていく。
浸出水の適正管理	地域の環境保全のため、処理水の水質が排水基準等に適合するよう適切な浸出水の管理に努め、基準値内での放流水の排出を行っていく。

#### 4.3.6 その他の関連計画

その他、市民・事業者・行政が連携し、不法投棄対策や環境美化活動などを推進し、廃棄物の処理に係る環境負荷低減への責任に対する理解を促進するなど、循環型社会の構築を目指します。

具体的施策	内 容
不法投棄対策	不法投棄を防止するために、警察等と連携して日常的なパトロールを強化するとともに、同一場所に不法投棄させないよう、不法投棄防止看板や防止ネットを設置する等不法投棄しにくい環境づくりに努めていく。
美化活動の推進	空き缶等のポイ捨て防止や散乱ごみ対策に資する啓発事業を推進していく。 町内会や市民団体に対して積極的に交流を図り、密に連携して、ごみ減量に必要な情報共有を図っていく。
適正処理への指導	廃棄物処理全般について、市民や事業者に排出者であることの責任を一層自覚していただくよう、情報提供や指導を徹底していく。
災害廃棄物対策	災害発生後、市民が通常の生活環境を取り戻すことができるよう災害廃棄物処理計画に基づき、迅速な災害廃棄物の処理に努める。
広域連携の推進 集約化	環境負荷の低減やごみ処理コストの縮減、そして、施設の寿命の観点から、廃棄物処理施設における広域的な連携や集約化について検討していく。

## 第5章 生活排水処理基本計画

### 5-1 生活排水処理の現況

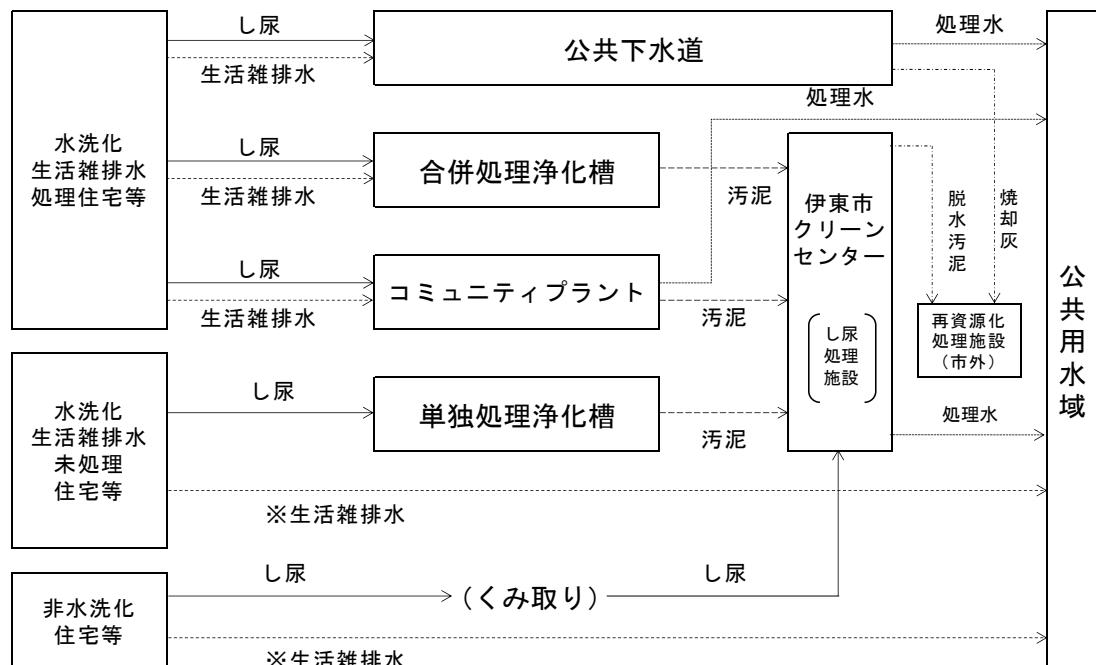
本市にある河川、海域における水質の現況や、生活排水処理施設とその形態別人口等について示します。

#### 5.1.1 生活排水処理の概要

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯等の日常生活からの排水のことを指し、このうち、トイレの排水（し尿）を除いたものを生活雑排水といいます。汚濁の負荷の割合としては、台所からの排水が約40%、し尿が約30%、風呂からの排水が約20%、洗濯からの排水その他が約10%となっており、公共用水域の水質保全のためには、これらの生活排水を適正に処理する必要があります。

本市における生活排水処理の流れは図5-1に示すとおりで、し尿と生活雑排水を併せて処理する公共下水道・合併処理浄化槽・コミュニティプラントと、し尿のみを処理する単独処理浄化槽、さらに、し尿を便槽に貯留し、分解処理せずにそのままくみ取る「くみ取り」に分類されます。

合併処理浄化槽・コミュニティプラント・単独処理浄化槽において分解処理され発生した汚泥やくみ取りされたし尿は、収集運搬業者によってし尿処理施設である伊東市クリーンセンターに運搬され、中間処理が行われます。発生した処理水は敷地内処理され、公共用水域へ放流されています。



### 5.1.2 水環境の現況

公共下水道の整備により伊東大川（2級河川）の水質状況は表5-1に示すとおりで、BOD（生物化学的酸素要求量）値は公共下水道の供用開始当時の昭和49年より大幅に改善され、近年の過去5年間では0.7～1.5mg/Lで、水質環境基準値以下を保っています。

また、市内北部を流れる3河川や伊東大川の支流（5支流）も公共下水道の整備により水質改善の傾向が見られています。

市内南部を流れる準用河川の富戸川、対島川、八幡野川や小河川と閉鎖水域の一碧湖を含む全31か所の水質状況の結果は、概ね良好な状況となっています。

令和7年3月に行った廃棄物行政に関するアンケートでも、身近な河川、水路、海域について尋ねたところ、「きれい」が32.3%、「きたない」が14.2%でした。

しかし、生活雑排水等が公共用水域に流出していることに起因して、一部の小河川において一時的に水質が悪化している場合もあります。同アンケートでも49.6%が「どちらともいえない」でした。詳細については市ホームページにおいて公表しています。

なお、伊東港の水質状況は表5-2に示すとおりです。

表5-1 河川の水質測定結果（年度）

BOD 生物化学的酸素要求量									(単位: mg/L)
水域	類型	番号	測定地点	R2	R3	R4	R5	R6	
伊東水域	河川A	040-01	八代田橋	0.8	0.8	0.7	0.7	0.9	
伊東水域	河川B	041-01	渚橋	1.5	0.9	0.8	0.9	0.8	

※水質環境基準 A類型 (BOD 2mg/L 以下) B類型 (BOD 3mg/L 以下)

表5-2 海域の水質測定結果（年度）

COD 化学的酸素要求量							(単位: mg/L)
測定地点	類型	R2	R3	R4	R5	R6	
伊東港港中央 N 34° 58' 24" E 139° 06' 13"	A	1.6	1.5	1.2	1.4	1.0	

※水質環境基準 A類型 (COD 2mg/L 以下)

(資料: 静岡県くらし・環境部環境局生活環境課「大気汚染及び水質汚濁等の状況」)

## 5-2 生活排水処理の施設

本市における公共下水道や浄化槽等の処理施設の現状は、次のとおりです。

### 5.2.1 公共下水道

中心市街地を流れる伊東大川の水質改善を図るために昭和49年度から伊東処理区の供用を開始し、さらに伊東大川上流部の宅地化による本市水道事業の取水口上流域で流入する生活排水対策として、平成17年度から荻・十足処理区の供用を開始しています。

下水処理場の放流水域は、伊東処理区の湯川終末処理場は、公共用水域（湯川・相模灘）であり、荻・十足処理区のかわせみ浄化センターは伊東大川の本市水道事業の取水口下流部となっています。

近年の状況は表5-3、表5-4で、下水処理場の施設概要は表5-5、表5-6に示すとおりです。

表5-3 公共下水道整備状況（伊東処理区）

項目 年度	計画 面積 (ha)	下水道整備			水洗化人口・率	
		面積 (ha)	人口 (人)	整備率 (%)	人口 (人)	水洗化率 (%)
R2	720.9	508.4	22,500	70.5	18,792	83.5
R3		512.9	22,110	71.1	18,551	83.9
R4		513.6	21,764	71.2	18,363	84.4
R5		514.0	21,413	71.3	18,136	84.7
R6		521.6	21,508	72.3	18,303	85.1

表5-4 特定環境保全公共下水道整備状況（荻・十足処理区）

項目 年度	計画 面積 (ha)	下水道整備			水洗化人口・率	
		面積 (ha)	人口 (人)	整備率 (%)	人口 (人)	水洗化率 (%)
R2	143.9	87.0	3,304	60.5	3,062	92.7
R3		87.0	3,246	60.5	3,027	93.3
R4		87.0	3,178	60.5	2,983	93.9
R5		87.1	3,121	60.5	2,977	95.4
R6		87.1	3,061	60.5	2,937	95.9

表5-5 湯川終末処理場

所在地	伊東市湯川571番地の3ほか
供用開始年月	昭和49年8月
計画 汚水量	・日平均汚水量 29,500 m <sup>3</sup> /日 ・日最大汚水量 40,600 m <sup>3</sup> /日 ・雨天時最大汚水量 148,600 m <sup>3</sup> /日
処理方式	標準活性汚泥法
放流先	公共用水域（湯川 相模灘）



表5－6 かわせみ浄化センター

所在地	伊東市鎌田1275番地の1
供用開始年月	平成18年4月
計画汚水量	・日平均汚水量 1,300 m <sup>3</sup> ・日最大汚水量 1,600 m <sup>3</sup>
処理方式	オキシデーションディッチ法
放流先	2級河川 伊東大川 (鎌田 伊東市水道事業取水口下流部)



### 5.2.2 浄化槽

単独処理浄化槽については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）が改正され、平成13年4月1日から新設できなくなりましたが、法改正前に設置されたものが多く残っています。公共下水道への接続や合併処理浄化槽への切換えにより設置基数、処理人口ともに減少しています。

合併処理浄化槽については、住宅の新築や浄化槽の切換え等により設置基数、処理人口ともに増加しています。

近年の浄化槽の設置基数及び人口は表5－7に示すとおりで、合併処理浄化槽設置整備事業により補助を受けて設置された基数は表5－8に示すとおりです。

表5－7 本市における浄化槽の設置基数及び人口

項目 年度	単独処理浄化槽		合併処理浄化槽	
	設置基数	人口	設置基数	人口
R2	13,068基	26,051人	6,650基	14,697人
R3	12,959基	25,073人	6,887基	15,069人
R4	12,854基	24,370人	7,112基	15,284人
R5	12,704基	23,616人	7,365基	15,519人
R6	12,615基	22,640人	7,497基	15,471人

表5－8 補助を受け設置された合併処理浄化槽の基数

項目 年度	設置基数	累計基数
R2	12基	785基
R3	11基	796基
R4	11基	807基
R5	10基	817基
R6	9基	826基

### 5.2.3 コミュニティプラント

コミュニティプラントとは、市町村の下水道計画区域外において市町村が設置する小規模な下水処理施設のことと、本市で設置しているコミュニティプラントの概要は表5-9に示すとおりです。

表5-9 コミュニティプラントの概要

施設名	所在地／竣工年月	処理能力 (m <sup>3</sup> ／日)	接続戸数 (R6年度)
川奈地域汚水処理場	伊東市川奈661番地の12 ／昭和48年3月	1,200	597
玖須美保代口汚水処理場	伊東市玖須美元和田721番地の12 ／平成10年1月	28	19

### 5.2.4 中間処理施設

収集されたし尿及び汚泥の中間処理を行う伊東市クリーンセンターの概要については、表5-10に示すとおりです。本施設は無希釀で高度処理を行う環境対応型の施設です。

表5-10 伊東市クリーンセンター

所在地	伊東市宇佐美御石ヶ沢3596番地の4
竣工年月	平成5年2月
処理対象物	し尿・汚泥
処理方法	高負荷膜分離方式
処理能力	96 kL／日
管理運営	直営
年間 処理量	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿 34 kL／年</li> <li>浄化槽汚泥 27,153 kL／年</li> <li>プラント汚泥 614 kL／年</li> </ul>
放流先	公共用水域（宇佐美 相模灘）



### 5—3 生活排水の処理形態別人口

本市の過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）における生活排水の処理形態別人口は表5-11に示すとおりです。

水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽使用人口）は、令和6年度において22,640人です。

表5-11 生活排水処理形態別人口

項目	年 R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
1 計画処理 区域内人口(人)	67,396	66,708	65,927	65,035	63,974
割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2 水洗化・生活 雑排水処理人口(人)	41,245	41,555	41,486	41,352	41,278
割合(%)	61.2	62.3	62.9	63.6	64.5
(1)公共下水道 人口(人)	21,854	21,578	21,346	21,113	21,240
割合(%)	32.4	32.3	32.4	32.5	33.2
(2)合併処理 浄化槽人口(人)	14,697	15,069	15,284	15,519	15,471
割合(%)	21.8	22.6	23.2	23.9	24.2
(3)コミュニティ プラント人口(人)	1,864	1,625	1,602	1,566	1,174
割合(%)	2.8	2.4	2.4	2.4	1.8
(4)集中汚水処理 浄化槽人口(人)	2,830	3,283	3,254	3,154	3,393
割合(%)	4.2	4.9	4.9	4.8	5.3
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口(人) 【単独処理浄化槽】	26,051	25,073	24,370	23,616	22,640
割合(%)	38.7	37.6	37.0	36.3	35.4
4 非水洗化・ し尿収集人口(人) 【くみ取り】	100	80	71	67	56
割合(%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

※計画処理区域内人口（行政区域内人口）は、各年度3月末の住民基本台帳人口です。

## 5-4 し尿・汚泥処理の現況

### 5.4.1 し尿・汚泥収集の状況

収集の範囲は、公共下水道整備区域内にも未接続による浄化槽があるため、本市全域を計画収集区域としています。

収集運搬は、許可業者がバキューム車により、し尿、浄化槽汚泥及びコミュニティープラント汚泥を収集し、伊東市クリーンセンターに運搬します。

### 5.4.2 し尿・汚泥処理の状況

伊東市クリーンセンターに運搬されたし尿・汚泥（浄化槽汚泥、コミュニティープラント汚泥）量は、表5-12に示すとおりです。

浄化槽汚泥の処理量は、公共下水道の整備区域の拡張や人口減少等により、年々減少傾向となっています。

表5-12 施設別のし尿・汚泥量（年度）

（単位：kL）

搬入施設	し尿・汚泥の別	R2	R3	R4	R5	R6
伊東市クリーンセンター	し尿	6	13	13	11	15
	浄化槽汚泥	27,063	26,560	27,533	26,955	26,478
	コミュニティープラント汚泥	718	644	767	610	580

## 5－5 生活排水処理の課題

生活排水処理における主な課題は次のとおりです。

### 5.5.1 公共下水道における課題

#### 1 伊東処理区

- (1) 整備区域内の水洗化率は令和6年度において85.1%であり、依然として下水道未接続世帯が多く残っているため、公共下水道への接続を促進するとともに、最新の人口動向やまちづくりの状況、各種汚水処理施設の有する特性を踏まえ、整備区域の見直し等による生活排水処理区域の整理などを検討していく必要があります。
- (2) 整備区域内の人口減少により、有収水量が減少し事業収益の確保が困難な状況にあります。下水道施設の持続可能な維持管理を継続するためにも、汚水処理費に要する適正な使用料設定を検討する必要があります。
- (3) 供用開始から50年以上が経過し、施設の老朽化対策及び耐震化に多額の事業費を要します。中長期的な経営の安定化を図るために、投資の前倒しや平準化を考慮し、年度ごとの投資額が均等になるよう調整する必要があります。

#### 2 萩・十足処理区

伊東市水道事業の取水口への生活雑排水の流入を軽減し、水質悪化を抑制するために整備されましたが、整備区域内の水洗化率は令和6年度において95.9%であり、依然として下水道未接続世帯が残っているため、公共下水道への接続を促進するとともに、最新の人口動向やまちづくりの状況、各種汚水処理施設の有する特性を踏まえ、整備区域の見直し等による生活排水処理区域の整理などを検討していく必要があります。

#### 3 公共下水道汚泥の最終処分及び再資源化

現在実施している、セメント材料の一部としての再資源化については、セメントの需要と供給がインフラ整備や経済状況に影響を受けやすいことから、技術革新を考慮し、新たな手法を含めた安定的な再資源化を検討していく必要があります。

### 5.5.2 処理槽における課題

令和7年3月の廃棄物処理に関するアンケートで、合併処理処理槽への転換をしない理由として、「現状で問題がない」との回答が38.4%で最多でした。

単独処理処理槽の管理者に対しては、合併処理処理槽との機能差の理解を図り、切換を推奨するとともに、合併処理処理槽の管理者も含めて、公共用水域の水質改善のため、法令等で定められている清掃、保守点検及び法定検査の定期的な実施を周知する必要があります。アンケートにおいても、清掃、保守点検及び法定検査の定期的な実施について尋ねたところ、実施者の割合は3割程度でした。

特に、公共用水域に処理槽処理水を放流する管理者に対しては、これらを徹底する必要があります。

### 5.5.3 コミュニティプラントにおける課題

本市のコミュニティプラントの処理人口は減少傾向にあるものの、公共用水域の水質改善には必要な施設です。施設の老朽化の進行を防ぎ、機能確保を図る必要があります。

### 5.5.4 し尿・汚泥処理における課題

#### 1 収集・運搬

収集運搬業務における安全、衛生については、収集運搬業者が常に細心の注意を払いながら業務を遂行する必要があります。

#### 2 中間処理

し尿及び汚泥の中間処理を行うクリーンセンターでは、供用開始から32年が経過し、適正な維持管理により機能確保を図ってきましたが、施設の経年劣化が顕著となっています。そのため、施設の改修や建替え、そして環境省等の方針である施設の広域化・共同化を視野に入れ、下水道施設等との統合を検討していく必要があります。

#### 3 最終処分及び再資源化

伊東市クリーンセンターにおいて汚泥濃縮処理を行った後に脱水した汚泥については、事業者への業務委託により焼却処理を行い、再資源化をしていますが、事業者の都合により、汚泥の搬出に支障を來した場合、汚泥を保管する場所がないため、緊急的に引受けを依頼できる事業者を検討しておく必要があります。また、再資源化については、再資源化の継続を含め、新たな手法などについて調査・研究していきます。

### 5.5.5 家庭等における課題

家庭等の調理場からの調理くずや食器の汚れの排水については、公共用水域の水質や排水処理施設に対し負担をかけることから、これらの流出をできる限り抑制する必要があります。

## 5－6 生活排水処理基本計画

本市の良好な生活環境、特に快適な水環境を守るために、2級河川の伊東大川の環境保全とともに市内南部を流れる準用河川の富戸川、対島川、八幡野川や小河川と閉鎖水域の一碧湖の環境保全が欠かせません。

生活排水処理率は年々上昇しているものの、未だ一部の地域では生活雑排水等が公共用水域へ排水されています。

公共用水域の水質保全を図るために、計画的かつ継続的な生活排水対策が必要であることから、生活排水処理に係る理念及び基本方針を定め、目標及び目標達成のための取組を示します。

### 5.6.1 理念及び基本方針

理念及び基本方針を、次のとおり定めます。

#### ○理念

### 快適な水環境の向上と創造

#### ○基本方針

#### 公共用水域の水質保全

処理施設の適正な維持管理により、法定基準値内の排水を継続し、水質保全に努めます。

#### 生活環境の改善

公共下水道事業計画区域については、主に公共下水道の早期整備を促進します。公共下水道事業計画区域外については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

#### 循環型社会の構築

生活排水の処理については、汚泥の再資源化等の有効利用の各種方法を検討します。

### 5.6.2 目標の設定

#### 1 目標とする生活排水処理率及び処理形態別人口

理念及び基本方針に基づき、目標とする生活排水処理率（計画処理区域内人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合）を69.7%とします。

また、今後の処理形態別人口の目標については、表5-13に示すとおりです。

目標とする生活排水処理率	69.7%
--------------	-------

表5-13 生活排水処理形態別人口の目標

年度 項目	R1 (実績)	R6 (実績)	R12 (目標年度)
1 計画処理 区域内人口(人)	68,150	63,974	60,000
割合(%)	100.0	100.0	100.0
2 水洗化・生活 雑排水処理人口(人)	41,278	41,278	41,819
割合(%) (生活排水処理率)	60.6	64.5	69.7
(1)公共下水道 人口(人)	22,068	21,240	20,655
割合(%)	32.4	33.2	34.4
(2)合併処理 浄化槽人口(人)	14,534	15,471	16,910
割合(%)	21.3	24.2	28.2
(3)コミュニティ プラント人口(人)	1,896	1,174	791
割合(%)	2.8	1.8	1.3
(4)集中汚水処理 浄化槽人口(人)	2,780	3,393	3,463
割合(%)	4.1	5.3	5.8
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口(人) 【単独処理浄化槽】	26,772	22,640	18,146
割合(%)	39.3	35.4	30.2
4 非水洗化・ し尿収集人口(人) 【くみ取り】	100	56	35
割合(%)	0.1	0.1	0.1

※集中汚水処理浄化槽とは、分譲地における集中浄化槽です。

※非水洗化・し尿収集人口は、近年の実績から増減なく推移するものとします。

## 2 し尿・汚泥処理量

し尿・汚泥処理量の予測については、表5-14に示すとおりです。人口減少等により、全体として減少傾向となります。

表5-14 し尿・汚泥処理量の予測

項目	年度	R6 (実績)	R12 (目標年度)
し尿(kL/年)		15	6
浄化槽汚泥(kL/年)		26,478	24,364
コミュニティプラント汚泥(kL/年)		580	338

### 5.6.3 目標達成のための取組

各汚水処理施設の取組は、地域住民の理解と協力が必要となるため、生活排水処理に関する啓発を図っていきます。

#### 1 公共下水道の整備推進と接続の促進、汚泥の再資源化

##### (1) 伊東処理区

伊東市汚水処理施設整備計画（アクションプラン）に基づき、下水道施設を早期概成※するための整備区域として、川奈処理分区内の県営川奈団地を公共下水道へ取り込むなど、効率的な下水道整備を進めます。

接続率の低い地区を重点的に、未接続世帯に対する接続促進施策等を積極的に行います。

最新の人口動向やまちづくりの状況、各種汚水処理施設の有する特性を踏まえ、整備区域の見直し等による生活排水処理区域の整理などの検討を行います。

※概成：おおむね整備が完了した状態

##### (2) 荻・十足処理区

河川水質に影響を及ぼす大型集合住宅と分譲地等の人口集中地区の整備は概ね完了していますが、計画区域内には私道が多く存在するため、市民要望に柔軟に対応しながら、効率的な下水道整備を進めます。

供用開始した区域の未接続世帯に対する接続促進施策等を積極的に行います。

最新の人口動向やまちづくりの状況、各種汚水処理施設の有する特性を踏まえ、整備区域の見直し等による生活排水処理区域の整理などの検討を行います。

##### (3) 公共下水道汚泥の最終処分及び再資源化

湯川終末処理場における汚泥処理の現在の手法である焼却処理を継続しつつ、技術革新を考慮し、新たな手法の検討を行い、安定的な再資源化を実施していきます。

## 2 合併処理浄化槽の設置促進と適正管理に係る啓発

平成13年4月1日に浄化槽法が改正され、浄化槽を新設する際には合併処理浄化槽の設置が義務付けられましたが、法改正前の浄化槽の多くが単独処理浄化槽であり、合併処理浄化槽設置整備事業の継続により、合併処理浄化槽への切換えを促進します。あわせて、令和7年3月の廃棄物に関するアンケートで、合併処理浄化槽への転換に対する補助制度について、56.9%の方が「知らない」と回答していることから、合併処理浄化槽への切替えを促進するために、補助制度の周知を図ります。

公共用水域の汚泥負荷を軽減するためには合併処理浄化槽の維持管理が重要であり、浄化槽の維持管理に関して権限のある県とともに浄化槽パトロールを実施することや、収集運搬業者の浄化槽管理者への通知を活用した法定検査等の情報の発信により、適正管理に係る啓発を行います。

## 3 コミュニティプラントの延命化

本市のコミュニティプラントは2施設あり、長寿命化を図りながら適正な維持管理に努め公共下水道施設への統合について、経済性等を考慮して検討します。

## 4 し尿・汚泥の適正処理

### (1) 収集・運搬

し尿・汚泥の収集・運搬については、収集運搬業者と本市が協力し、適正で効率的な収集運搬体制を維持します。

### (2) 中間処理

伊東市クリーンセンターについては、市内の単独処理浄化槽等で発生したし尿・汚泥が搬入されるため、適正な維持管理により処理機能を維持しますが、施設の経年劣化が顕著なため、補修工事を行い、延命化を図るとともに、施設の改修や建替え、環境省等の方針である施設の広域化・共同化を視野に入れ、下水道施設等との統合を検討します。

### (3) 最終処分及び再資源化

現在、脱水汚泥については、事業者への業務委託により焼却処理後に溶融固化処理をし、路盤材へ再資源化していますが、肥料化等、他の再資源化の方法を検討し最終処分量の減少に努めます。

## 5 排水口からの汚濁原因物質の流出防止

公共下水道施設や浄化槽設備及びコミュニティプラント施設等に対する処理機能の負担軽減と維持管理費の軽減を図るため、調理場における調理くずや食物残さの回収、食器の汚れのふき取り、廃食油を排水口に廃棄しないことなどについて、市民や事業所等へ啓発を行います。

## 第6章 計画の進行管理

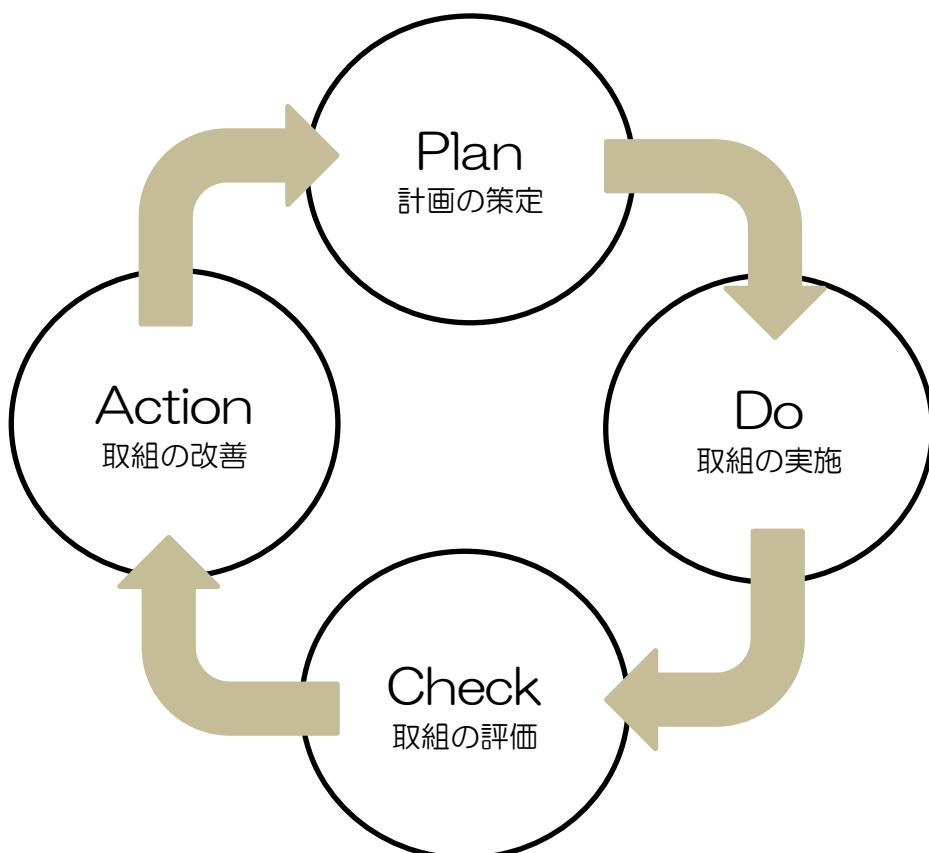
### 6-1 計画の推進体制

本計画の推進に向けて、市民・事業者・行政の連携・協力は欠かせません。計画を策定した行政は、ごみの発生・排出抑制や再利用の促進、または快適な水環境の創造と向上について、国や県、近隣自治体や関係各課と調整を図り、市民や事業者の理解と協力を得ながら、具体的な施策を着実に実施していく必要があります。

### 6-2 計画の進行管理

計画に示した具体的な施策を効果的に実施し、計画の実効性を確保するため、P D C Aサイクルにより進行を管理し、内容や進め方の改善を図っていきます。

なお、国の施策や社会経済情勢など、計画の推進に当たり大きな変化が生じた場合は、その都度見直しを行います。



# 資料

---



## 1 ごみ処理基本計画資料

### (1) ごみの排出量の実績と予測

年度	実 績					予 測						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
	人口	67,396	66,708	65,927	65,035	63,974	63,300	62,600	61,900	61,200	60,600	60,000
市収集	可燃ごみ	6,428	6,125	5,860	5,541	5,480	5,172	4,972	4,772	4,573	4,401	4,230
	(一般可燃ごみ)	6,296	5,973	5,689	5,366	5,284	4,962	4,750	4,539	4,327	4,145	3,963
	不燃ごみ	210	188	191	188	173	168	162	156	150	145	140
	埋立ごみ	75	60	55	50	55	47	44	41	39	37	35
	資源ごみ	780	762	724	667	578	560	527	496	466	442	420
	計	7,493	7,135	6,830	6,446	6,286	5,947	5,705	5,465	5,228	5,025	4,825
一般搬入	可燃ごみ	4,602	4,208	4,220	4,382	4,357	4,279	4,258	4,236	4,215	4,197	4,179
	(一般可燃ごみ)	2,838	2,713	2,764	2,871	2,790	2,815	2,821	2,827	2,832	2,837	2,842
	不燃ごみ	425	407	340	332	325	287	265	243	221	203	184
	埋立ごみ	114	90	156	183	161	194	209	224	239	252	265
	資源ごみ	79	70	75	76	73	73	73	72	72	71	71
	計	5,220	4,775	4,791	4,973	4,916	4,833	4,805	4,775	4,747	4,723	4,699
許可業者	可燃ごみ	17,853	17,875	18,342	17,855	17,535	17,666	17,602	17,539	17,476	17,422	17,368
	(一般可燃ごみ)	16,667	16,627	17,239	16,849	16,559	16,758	16,749	16,740	16,732	16,724	16,717
	不燃ごみ	239	212	191	173	164	147	136	126	117	109	102
	埋立ごみ	205	191	170	153	149	134	125	117	109	103	97
	資源ごみ	1,026	1,071	1,112	1,080	1,071	1,097	1,104	1,111	1,118	1,124	1,130
	計	19,323	19,349	19,815	19,261	18,919	19,044	18,967	18,893	18,820	18,758	18,697
総合計	可燃ごみ	28,883	28,208	28,422	27,778	27,372	27,117	26,832	26,547	26,264	26,020	25,777
	(一般可燃ごみ)	25,801	25,313	25,692	25,086	24,633	24,535	24,320	24,106	23,891	23,706	23,522
	不燃ごみ	874	807	722	693	662	602	563	525	488	457	426
	埋立ごみ	394	341	381	386	365	375	378	382	387	392	397
	資源ごみ	1,885	1,903	1,911	1,823	1,722	1,730	1,704	1,679	1,656	1,637	1,621
	計	32,036	31,259	31,436	30,680	30,121	29,824	29,477	29,133	28,795	28,506	28,221
1人1日平均(g)		1,302	1,284	1,306	1,289	1,290	1,291	1,290	1,286	1,289	1,289	1,289

## 2 生活排水処理基本計画資料

### (1) し尿・汚泥処理量の実績と予測

項目	実 績 (年度)					予 測 (年度)					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
し尿 (kL/年)	6	13	13	11	15	9	9	8	7	7	6
浄化槽汚泥 (kL/年)	27,063	26,560	27,533	26,955	26,478	26,052	25,724	25,395	24,745	24,362	24,364
コミュニティプラント汚泥 (kL/年)	718	644	767	610	580	541	500	459	418	377	338
人口	し尿排出人口 (人)	100	80	71	67	56	53	51	50	45	39
	浄化槽汚泥排出人口 (人)	43,578	43,425	42,908	42,289	41,504	41,257	40,737	40,218	39,187	38,582
	コミュニティプラント汚泥排出人口 (人)	1,864	1,625	1,602	1,566	1,174	1,168	1,141	1,075	979	882
排出 原単位	し尿 (L/人・日)	0.16	0.45	0.50	0.45	0.73	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46
	浄化槽汚泥 (L/人・日)	1.70	1.68	1.76	1.75	1.75	1.73	1.73	1.73	1.73	1.73
	コミュニティプラント汚泥 (L/人・日)	1.06	1.09	1.31	1.07	1.35	1.17	1.17	1.17	1.17	1.17

- ・浄化槽汚泥は、合併処理浄化槽汚泥、単独処理浄化槽汚泥及び集中汚水処理浄化槽汚泥を含んだもの
- ・排出原単位の予測は、令和2年度から令和6年度までの実績を平均したもの

### (2) 令和6年度の集中汚水処理浄化槽人口の内訳

分譲地の名称	世帯数	推計人口
宇佐美みのりの村	313	560
大和かどの台分譲地	165	295
いづみ台分譲地	47	83
ダイワハウス川奈分譲地	112	199
富士急川奈分譲地	96	172
伊豆急みづき台	60	106
住友不動産（一碧湖）	38	67

分譲地の名称	世帯数	推計人口
イトーピア一碧湖畔（第2イトーピア）	63	112
イトーピア一碧（第1イトーピア）	308	550
伊豆急東大室分譲地	198	353
ミサワホームプライムコミュニティ	54	97
伊豆急城ヶ崎地区分譲地	395	706
伊豆急伊豆高原分譲地28次地区	52	93
合計	1,901	3,393

- ・市内にある複数の分譲地に設置されている集中汚水処理浄化槽の人口を計上したもので、数値は環境課が調査した世帯数（広報紙の配布数等）に本市の令和6年度における1世帯当たりの人口（1.79）を乗じ、推計したもの

### 3 廃棄物行政に関するアンケート 調査結果

#### 第1 概要

##### 1 目的

伊東市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）について、社会情勢等の変化を踏まえ令和7年度に計画を改定するため、これに市民等の意見を反映させることを目的として実施した。

##### 2 対象及び方法

###### (1) 伊東市民（18歳以上の市民）

無作為抽出を行い、調査・郵送用紙を配布、回収した。

###### (2) 伊東市メールマガジン登録者

アンケートサイトを案内し、回答を受信した。

#### 3 期間 令和7年1月27日から令和7年2月25日まで

#### 4 回答数等

###### (1) 伊東市民（18歳以上の市民）

配布数	回答数	回答率
700	264	37.7%

###### (2) 伊東市メールマガジン登録者

送信数	回答数	回答率
4,272	306	7.2%

###### (3) 合計

配布・送信数	回答数	回答率
4,972	570	11.5%

#### 5 その他

各質問の回答結果における「無回答」は、回答がなかつたもの。

## 第2 各質問の回答結果

1 あなたの年齢を教えてください。《回答は1つ》

- ①10歳代 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代 ⑥60歳代  
⑦70歳代 ⑧80歳代～ ⑨答えたくない

選択肢	①	②	③	④	⑤
回答数	2	13	31	54	117
構成比	0.4%	2.3%	5.4%	9.5%	20.5%

選択肢	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
回答数	149	146	54	4	570
構成比	26.1%	25.6%	9.5%	0.7%	100.0%

### 【回答結果】

－回答数の多かったもの上位3つ－

1	⑥60歳代	26.1%
2	⑦70歳代	25.6%
3	⑤50歳代	20.5%

2 あなたの性別を教えてください。《回答は1つ》

- ①男性 ②女性 ③答えたくない

### 【回答結果】

－回答数の多かったもの上位3つ－

1	②女性	52.3%
2	①男性	46.5%
3	③答えたくない	1.2%

3 あなたのお住まいの地域を教えてください。《回答は1つ》

- ①宇佐美区 ②湯川区 ③松原区 ④新井区 ⑤玖須美区 ⑥川奈区  
⑦吉田区 ⑧岡区 ⑨鎌田区 ⑩荻区 ⑪十足区 ⑫富戸区  
⑬八幡野区 ⑭池区 ⑮赤沢区 ⑯地域区分がわからない ⑰答えたくない

【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	⑤	⑥
回答数	74	12	24	5	50	47
構成比	13.0%	2.1%	4.2%	0.9%	8.8%	8.2%

選択肢	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
回答数	23	51	24	49	17	66
構成比	4.0%	8.9%	4.2%	8.6%	3.0%	11.6%

選択肢	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	合計
回答数	90	17	7	8	6	570
構成比	15.8%	3.0%	1.2%	1.4%	1.1%	100.0%

—回答数の多かったもの上位3つ—

1	⑬八幡野区	15.8%
2	①宇佐美区	13.0%
3	⑫富戸区	11.6%

4 あなたを含めた世帯の人数を教えてください。《回答は1つ》

- ①1人 ②2人 ③3人 ④4人 ⑤5人以上 ⑥答えたくない

【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	⑤	⑥	合計
回答数	108	256	107	59	33	7	570
構成比	18.9%	44.9%	18.8%	10.4%	5.8%	1.2%	100.0%

—回答数の多かったもの上位3つ—

1	②2人	44.9%
2	①1人	18.9%
3	③3人	18.8%

5 お住いの住宅形態を教えてください。《回答は1つ》

- ①一戸建て ②集合住宅（アパート・マンション等） ③店舗（事務所）兼住宅

④その他 ⑤答えたくない

【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	⑤	合計
回答数	466	82	15	2	5	570
構成比	81.7%	14.4%	2.6%	0.4%	0.9%	100.0%

—回答数の多かったもの上位3つ—

1	①一戸建て	81.7%
2	②集合住宅（アパート・マンション等）	14.4%
3	③店舗（事務所）兼住宅	2.6%

◎ ごみの処理に関するお聞きします。

6 市が提供するごみに関する情報を、どのようにして入手していますか。《当てはまるもの全てを回答》

- ①ごみ・資源収集カレンダー（紙） ②ごみ・資源収集カレンダー（市ホームページ）
- ③ごみの分別ガイドブック（冊子） ④ごみの分別ガイドブック（市ホームページ）
- ⑤5374（ゴミナシ）アプリ伊東市版 ⑥伊東市公式LINE ⑦近所の方に聞く
- ⑧市への電話やメール ⑨市からの情報は入手していない ⑩その他

【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	⑤	⑥
回答数	448	124	246	69	14	76
構成比	42.6%	11.8%	23.4%	6.6%	1.3%	7.2%

選択肢	⑦	⑧	⑨	⑩	無回答	合計
回答数	15	12	16	32	1	1,053
構成比	1.4%	1.1%	1.5%	3.0%	0.1%	100.0%

—回答数の多かったもの上位3つ—

1	①ごみ・資源収集カレンダー（紙）	42.6%
2	③ごみの分別ガイドブック（冊子）	23.4%
3	②ごみ・資源収集カレンダー（市ホームページ）	11.8%

— 「⑩その他」の内容（主なもの）—

- ・自治会からのお知らせ
- ・ごみステーションの掲示

7 次の中で、もえるごみとして排出しているものはありませんか。《当てはまるもの全てを回答》

- ①新聞・折込チラシ
- ②雑誌・本
- ③ダンボール
- ④厚紙・紙箱・紙袋・封筒（雑紙）
- ⑤トレー
- ⑥紙パック（牛乳パック）
- ⑦ペットボトル
- ⑧古着・古布
- ⑨カイロ
- ⑩これらの中にもえるごみとして排出しているものはない（⇒問9へ）

【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	⑤	⑥
回答数	77	55	27	232	209	187
構成比	5.6%	4.0%	2.0%	16.8%	15.2%	13.6%

選択肢	⑦	⑧	⑨	⑩	無回答	合計
回答数	73	239	168	109	1	1,377
構成比	5.3%	17.3%	12.2%	7.9%	0.1%	100.0%

—回答数の多かったもの上位3つ—

1	⑧古着・古布	17.3%
2	④厚紙・紙箱・紙袋・封筒（雑紙）	16.8%
3	⑤トレー	15.2%

8 問7の選択肢の①から⑨は、資源物として分別回収し、リサイクルすることが可能なものであります。もえるごみとして排出している理由を教えてください。《当てはまるもの全てを回答》

- ①資源物としての認識がなかった
- ②分別するのが面倒だった
- ③保管する場所がなかった
- ④回収の場所や日にちがわからなかった
- ⑤回収場所が遠かった
- ⑥その他

【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	⑤	⑥	無回答	合計
回答数	196	93	69	100	57	86	5	606
構成比	32.3%	15.4%	11.4%	16.5%	9.4%	14.2%	0.8%	100.0%

—回答数の多かったもの上位3つ—

1	①資源物としての認識がなかった	32.3%
2	④回収の場所や日にちがわからなかった	16.5%
3	②分別するのが面倒だった	15.4%

—「⑥その他」の内容（主なもの）—

- ・少量のため
- ・汚れているため
- ・個人情報であったため
- ・下着で恥ずかしいため

9 生ごみは燃やすごみの約4割を占め、水分量は7割から8割を占めると言われており、その減量はごみの総量抑制に大きな効果があります。生ごみの水切り（野菜くずを新聞紙の上に置いて乾かす、お茶がらは水気をしぶる、ごみ袋に入れる前にしぶって水分を出すなど）をしていますか。《回答は1つ》

- ①よくしている ②たまにしている ③あまりしていない ④全くしていない  
 ⑤わからない

【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	⑤	無回答	合計
回答数	331	97	77	48	11	6	570
構成比	58.1%	17.0%	13.5%	8.4%	1.9%	1.1%	100.0%

—回答数の多かったもの上位3つ—

1	①よくしている	58.1%
2	②たまにしている	17.0%
3	③あまりしていない	13.5%

10 市では、「家庭用生ごみ処理容器等設置費補助金制度」を設け、家庭から排出される生ごみの減量化と処理の効率化を促進しています。この補助金制度を知っていますか。《回答は1つ》

- ①知らなかつた ②知つており、既に利用した ③知つており、関心がある  
 ④知つてゐるが、利用しない（または利用しなかつた）

【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	無回答	合計
回答数	356	32	83	93	6	570
構成比	62.5%	5.6%	14.6%	16.3%	1.0%	100.0%

—回答数の多かつたもの上位3つ—

1	①知らなかつた	62.5%
2	④知つてゐるが、利用しない（または利用しなかつた）	16.3%
3	③知つており、関心がある	14.6%

—「④知つてゐるが、利用しない（または利用しなかつた）」の理由（主なもの）—

- ・設置場所がないため
- ・畑に埋めているため
- ・生ごみの量が少ないとめ
- ・手続や管理が面倒なため

1 1 家庭で発生する食品ロスは、主にどのようなものが多いですか。《回答は1つ》

- ①食べ残し ②未使用・手つかず ③過剰除去 ④わからない  
 ⑤そもそも食品ロスを発生させていない

【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	⑤	無回答	合計
回答数	195	109	26	32	201	7	570
構成比	34.2%	19.1%	4.6%	5.6%	35.3%	1.2%	100.0%

—回答数の多かつたもの上位3つ—

1	⑤そもそも食品ロスを発生させていない	35.3%
2	①食べ残し	34.2%
3	②未使用・手つかず	19.1%

1 2 家庭で食品ロスが発生してしまう主な理由は何ですか。《当てはまるもの全てを回答》

- ①必要以上に買い物をしてしまう ②色やにおいが変化し、食べられなくなつた  
 ③味が好みではなかつた ④賞味期限・消費期限が切れてしまつた

⑤その他 ⑥そもそも食品ロスを発生させていない

【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	⑤	⑥	無回答	合計
回答数	85	172	40	267	13	165	20	762
構成比	11.2%	22.6%	5.2%	35.0%	1.7%	21.7%	2.6%	100.0%

—回答数の多かったもの上位3つ—

1	④賞味期限・消費期限が切れてしまった	35.0%
2	②色やにおいが変化し、食べられなくなった	22.6%
3	⑥そもそも食品ロスを発生させていない	21.7%

—「⑤その他」の内容（主なもの）—

- ・いただきもののため（量が多かった・嗜好が合わなかった）
- ・忘れてしまった

1.3 食品ロスを発生させないために、どのような工夫をしていますか。《当てはまるもの全てを回答》

- ①バラ売りや少量パック等を活用し、必要な量だけを購入する
- ②食品の賞味期限や消費期限に注意して、食べ忘れないように注意する
- ③野菜の皮や芯などを料理に使うなど、食材を無駄なく使う
- ④料理を作りすぎないようにする
- ⑤フードドライブ（余っている食品を福祉施設等に寄付すること）を利用している
- ⑥特に何もしていない ⑦その他

【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	⑤
回答数	241	389	181	190	19
構成比	21.7%	35.0%	16.3%	17.1%	1.7%

選択肢	⑥	⑦	無回答	合計
回答数	55	33	4	1,112
構成比	4.9%	3.0%	0.3%	100.0%

—回答数の多かったもの上位3つ—

1	②食品の賞味期限や消費期限に注意して、食べ忘れがないように注意する	35.0%
2	①バラ売りや少量パック等を活用し、必要な量だけを購入する	21.7%
3	④料理を作りすぎないようにする	17.1%

—「⑦その他」の内容（主なもの）—

- ・冷凍保存する
- ・ご近所にお裾分けしている

14 廃棄物の発生抑制（リデュース（Reduce））についてお聞きします。廃棄物の発生抑制とは、資源を大切にするため、ごみはもちろん、資源になるものでも、すぐに不用になるものはなるべく手に入れない、出さないことです。次の項目の中で、普段、実践していることはありますか。《当てはまるもの全てを回答》

- ①詰め替え商品を買う
- ②容器や包装が少ないものを選ぶ
- ③マイバッグ・マイボトルを使用する
- ④使いきれる量を購入する
- ⑤レンタルやシェアを行う
- ⑥特に実践していることはない
- ⑦その他

【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	⑤
回答数	443	172	455	296	6
構成比	31.6%	12.3%	32.4%	21.1%	0.4%

選択肢	⑥	⑦	無回答	合計
回答数	20	9	3	1,404
構成比	1.4%	0.6%	0.2%	100.0%

—回答数の多かったもの上位3つ—

1	③マイバッグ・マイボトルを使用する	32.4%
2	①詰め替え商品を買う	31.6%
3	④使いきれる量を購入する	21.1%

—「⑦その他」の内容（主なもの）—

- ・今ある物での代用や在庫を頭に浮かぶようにする
- ・買い物の時はダンボールが置いてある店ではダンボールを使い、レジ袋を使用しない

1.5 再使用（リユース（Reuse））についてお聞きします。再使用とは、資源を大切に使い、ごみを減量するため、資源としての再生利用（リサイクル）とは別に、物の使い回し（古着や古本など）を行うことです。次の項目の中で、普段、実践していることはありますか。《当てはまるもの全てを回答》

- ①不用品を知り合いと譲り合う ②バザー・フリーマーケットを利用する
- ③フリマアプリを利用する ④リサイクルショップを利用する
- ⑤繰り返し使える容器を利用する ⑥特に実践していることはない ⑦その他

【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	⑤
回答数	99	60	97	161	319
構成比	11.2%	6.8%	10.9%	18.1%	35.9%

選択肢	⑥	⑦	無回答	合計
回答数	133	10	9	888
構成比	15.0%	1.1%	1.0%	100.0%

—回答数の多かったもの上位3つ—

1	⑤繰り返し使える容器を利用する	35.9%
2	④リサイクルショップを利用する	18.1%
3	⑥特に実践していることはない	15.0%

—「⑦その他」の内容（主なもの）—

- ・チラシ等の裏面白紙のものをメモ用紙にする
- ・容器使用後に別の用途で再利用する

1.6 再生利用（リサイクル（Recycle））についてお聞きします。再生利用とは、物をいったん原材料に戻して再利用することです。次の項目の中で、普段、実践していることはありますか。《当てはまるもの全てを回答》

- ①トイレットペーパーやティッシュペーパーは古紙配合品を選ぶ
- ②ノートやコピー用紙などの紙類は古紙配合品を選ぶ
- ③洋服などはペットボトルからの再生品を選ぶ
- ④ボールペンやペンケースなどの文房具は、ペットボトルからの再生品を選ぶ

⑤その他再生品を購入したことがある（具体的に）

⑥特に意識して購入しているものはない ⑦その他

【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	⑤
回答数	204	118	21	35	18
構成比	28.0%	16.2%	2.9%	4.8%	2.5%

選択肢	⑥	⑦	無回答	合計
回答数	320	3	9	728
構成比	44.0%	0.4%	1.2%	100.0%

—回答数の多かったもの上位3つ—

1	⑥特に意識して購入しているものはない	44.0%
2	①トイレットペーパーやティッシュペーパーは古紙配合品を選ぶ	28.0%
3	②ノートやコピー用紙などの紙類は古紙配合品を選ぶ	16.2%

—「⑤その他再生品を購入したことがある（具体的に）」の内容（主なもの）—

・古着 プリンターのインク

—「⑦その他」の内容（主なもの）—

・脱紙（だつ・かみ）でなるべく紙類は使わないし、ボールペン等はお気に入りを  
買い、替芯を使って長く使うようにしている

17 今後、ごみの減量やリサイクルのため、市は何を優先的に実施すべきだと思いますか。《当てはまるものを3つまで回答》

①3Rを促進するための啓発（ごみの減量やリサイクル方法についての情報発信）

②「ごみ・資源収集カレンダー」「ごみの分別ガイドブック」の内容の充実

③「ごみ・資源収集カレンダー」「ごみの分別ガイドブック」の情報発信の強化

④家庭用生ごみ処理容器等設置費補助金制度の内容の充実

⑤自治会におけるごみの減量やリサイクルの取組への支援

⑥清掃ボランティアへの支援

⑦ごみ出しのマナーが悪い世帯や集合住宅への指導や啓発

⑧不法投棄防止への対応

⑨環境美化センター（可燃物処理施設）や清掃工場（不燃物処理施設）等の充実【建替え等の整備】

⑩収集品目の追加（廃プラスチック・廃油など） ⑪その他

⑫わからない・特にない

#### 【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
回答数	155	171	125	136	86	45	112
構成比	11.9%	13.1%	9.6%	10.4%	6.6%	3.5%	8.6%

選択肢	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	無回答	合計
回答数	165	83	135	34	47	8	1,302
構成比	12.7%	6.4%	10.4%	2.6%	3.6%	0.6%	100.0%

－回答数の多かったもの上位3つ－

1	②「ごみ・資源収集カレンダー」「ごみの分別ガイドブック」の内容の充実	13.1%
2	⑧不法投棄防止への対応	12.7%
3	①3Rを促進するための啓発（ごみの減量やリサイクル方法についての情報発信）	11.9%

－「⑪その他」の内容（主なもの）－

- ・収集日や収集場所を増やしてほしい（特に分別ごみ）
- ・LINE等で自分が住んでいる地域の“明日は〇〇ごみ回収の日です”等を流してほしい
- ・粗大ごみの販売

18 これまで取り組んでいなかったが、今後、ごみの分別や減量・リサイクルのために、あなたが取り組みたいと思うことは何ですか？《当てはまるもの全てを回答》

- ①生ごみの水切りをする
- ②家庭用生ごみ処理容器等を設置する
- ③食品ロスを発生させない工夫（必要以上の買い物をしないことや消費期限等を切らさないことなど）をする
- ④廃棄物の発生抑制のための工夫（詰め替え商品を買うことやレンタル商品を利用す

ること等) をする

⑤再使用のための工夫 (フリーマーケットで購入することやリサイクルショップを使用すること等) をする

⑥再生利用のための工夫 (トイレットペーパーは古紙配合のものを購入することや洋服や文房具はペットボトルからの再生品を購入すること等) をする

⑦ごみの分別をしっかり行い、資源物をリユース・リサイクルする

⑧特に何もしない

#### 【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	⑤
回答数	172	88	280	101	73
構成比	14.3%	7.3%	23.4%	8.4%	6.1%

選択肢	⑥	⑦	⑧	無回答	合計
回答数	113	320	46	7	1,200
構成比	9.4%	26.7%	3.8%	0.6%	100.0%

—回答数の多かったもの上位3つ—

1	⑦ごみの分別をしっかり行い、資源物をリユース・リサイクルする	26.7%
2	③食品ロスを発生させない工夫 (必要以上の買い物をしないことや消費期限等を切らさないことなど) をする	23.4%
3	①生ごみの水切りをする	14.3%

#### ◎ 生活排水の処理に関するお聞きします。

19 身近な河川や水路、海域について、どのように感じていますか。《回答は1つ》

①きれい ②きたない ③どちらともいえない ④その他

#### 【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	無回答	合計
回答数	184	81	283	13	9	570
構成比	32.3%	14.2%	49.6%	2.3%	1.6%	100.0%

－回答数の多かったもの上位3つ－

1	③どちらともいえない	49.6%
2	①きれい	32.3%
3	②きたない	14.2%

－「④その他」の内容（主なもの）－

- ・河川は町内清掃により比較的きれいだが、海は生活排水が流れており汚い
- ・見た目はきれいだが生き物がいない（海には生き物がいるが、海藻やソフトコーラルが少ない）

20 あなたのご家庭では、生活排水をどのように処理されていますか。《回答は1つ》

- ①下水道に接続している
- ②合併処理浄化槽で、し尿と台所などの排水の両方を処理している
- ③単独処理浄化槽で、し尿のみを処理し、台所などの排水は水路などに流している
- ④し尿は汲み取り、台所などの排水は水路などに流している
- ⑤わからない ⑥その他（具体的に）

【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	⑤	⑥	無回答	合計
回答数	176	171	102	10	93	11	7	570
構成比	30.9%	30.0%	17.9%	1.8%	16.3%	1.9%	1.2%	100.0%

－回答数の多かったもの上位3つ－

1	①下水道に接続している	30.9%
2	②合併処理浄化槽で、し尿と台所などの排水の両方を処理している	30.0%
3	③単独処理浄化槽で、し尿のみを処理し、台所などの排水は水路などに流している	17.9%

－「⑥その他（具体的に）」の内容（主なもの）－

- ・単独処理浄化槽でし尿のみ処理し、台所などの排水は地下に浸透枠にて処理
- ・分譲地の集中浄化槽を使用している

21 問20で、②又は③とお答えの方にお伺いします。浄化槽の設置者は適切な維持管

理を行うことが法律で義務付けられていますが、あなたのご家庭では浄化槽をどのように管理されていますか。《当てはまるもの全てを回答》

- ①年1回、指定検査機関が実施する法定検査を受けている
- ②年1回以上、清掃業者へ清掃を依頼している
- ③定期的に、保守点検業者へ保守点検を依頼している
- ④維持管理が必要と知っていたが、何もしていない
- ⑤維持管理が必要と知らなかったので、何もしていない ⑥その他

【回答結果】

選択肢	①	②	③	④	⑤	⑥	無回答	合計
回答数	122	163	128	9	9	16	2	449
構成比	27.2%	36.3%	28.5%	2.0%	2.0%	3.6%	0.4%	100.0%

—回答数の多かったもの上位3つ—

1	②年1回以上、清掃業者へ清掃を依頼している	36.3%
2	③定期的に、保守点検業者へ保守点検を依頼している	28.5%
3	①年1回、指定検査機関が実施する法定検査を受けている	27.2%

—「⑥その他」の内容（主なもの）—

- ・2年に1回指定検査機関が実施する法定検査を受けている
- ・3年毎に汲み取り清掃をしている

2 2 問20で③又は④とお答えの方にお伺いします。

合併浄化槽への転換をしない理由をお聞かせください。《回答は1つ》

- ①費用がかかるため ②現状で問題がないため ③その他

【回答結果】

選択肢	①	②	③	無回答	合計
回答数	23	43	16	30	112
構成比	20.5%	38.4%	14.3%	26.8%	100.0%

—回答数の多かったもの上位3つ—

1	②現状で問題がないため	38.4%
2	無回答	26.8%
3	①費用がかかるため	20.5%

－「③その他」の内容（主なもの）－

- ・構造に問題があるため
- ・水槽容量に対し使用人数が少ないとめ

2 3 合併処理浄化槽設置のための補助金制度があることについてご存知ですか。

《回答は1つ》

- ①よく知っている
- ②聞いたことはあるが、内容はよくわからない
- ③知らない

【回答結果】

選択肢	①	②	③	無回答	合計
回答数	68	125	324	53	570
構成比	11.9%	21.9%	56.9%	9.3%	100.0%

－回答数の多かったもの上位3つ－

1	③知らない	56.9%
2	②聞いたことはあるが、内容はよくわからない	21.9%
3	①よく知っている	11.9%

## 伊東市一般廃棄物処理計画審議会委員名簿

No.	氏名	所属	備考
1	井戸 清司	伊東市議会議員	
2	杉本 一彦	伊東市議会議員	
3	稲葉 伸二	伊東市環境衛生協会会长	
4	山本 憲一	伊東温泉旅館ホテル協同組合副理事長	
5	山田 肇	伊東商業協同組合理事長	
6	市川 正樹	伊東市商店街連盟会長	
7	高野 政英	静岡県地球温暖化防止活動推進員	
8	鈴木 洋子	前伊東市社会福祉協議会会长 元伊東市女性連盟理事長	

※順不同

### 伊東市一般廃棄物処理基本計画

編集・発行 令和8年〇月  
伊東市 市民部 環境課  
〒414-8555  
静岡県伊東市大原二丁目1番1号  
Tel0557-32-1371  
Mail [kankyou@city.ito.shizuoka.jp](mailto:kankyou@city.ito.shizuoka.jp)